第2期　伊　根　町

地域福祉計画

地域福祉活動計画

伊根町・伊根町社会福祉協議会

ごあいさつ

第２期伊根町地域福祉計画の策定にあたって

『小さなまち　伊根町で　生きがいと希望を持ち　活き生きと　ふだんの暮らしの幸せを　みんなで紡ぐ　町民福祉』を基本理念に掲げ、第１期の伊根町地域福祉計画におきましては、誰もが住み慣れた地域で、一人ひとりの個性や尊厳が認められ、幸せを実感し、安心安全に暮らすことができるまちづくりを推進してきました。

この間、少子高齢化や核家族化が進行するなか、ライフスタイルや個人の価値観の多様化などを背景に人と人のつながりの希薄化が指摘されるなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

また、東京一極集中地域間格差、そんな言葉が聞かれるようになって久しくあります。それによる地方の少子・高齢・過疎、疲弊する農山漁村、限界集落から地方消滅、こんな言葉が日常となってしまいました。確かに伊根町も人口 2,070 人・高齢化率 47.25%（※令和２年２月１日時点)、言われる通りです。

しかし、ここには歴然と２千余りの人々の日々の営み・生活があります。そして私たちは、いくら人が少なくなっても助け合い支えあって生きていかなければなりません。その助け合い・支えあいが地域力です。ただ生きるのではなく、その地域力でみんなが明るくにこやかに、安心安全に生活できなければいけません。そのために「高齢者健康福祉計画」・「障害者基本計画」・「子ども・子育て支援事業計画」いわゆる福祉三計画に加え、今回は伊根町社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動計画との一体型の計画とすることで、伊根町の福祉政策の方向性をより明確にし、地域福祉を一層推進することとしました。

計画や施策というものは策定だけでは機能しません。皆さんのご理解と思いやり・支え合いがあってこそ生きてくるものです。伊根町のモットーは、「無いものねだりをしない、あるもの持てるものを最大限に生かす」です。今一つ最大限に生かすべきもの、それは人と人とのつながりです。みんなで心通わせ、人と人の和・絆をより強く大きなものにしていきたく考えます。今後ともよりよきまちづくりのため、伊根町の振興発展のため、ともにご尽力賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして大変お世話になりました「伊根町地域福祉推進会議」の委員の皆さま、アンケートを通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

令和２年３月

伊根町長　　吉本　秀樹

ごあいさつ

伊根町地域福祉活動計画の策定にあたり

少子高齢化や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生し、経済的困窮やひきこもり、虐待、不登校、離職など様々な要因によって、高齢者や障害者に限らず、生きづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。

そのような中、誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていくためには、行政・地域住民・福祉関係者・ボランティアなどによる地域福祉活動を推進することが、これまで以上に重要になってきています。

そのため、伊根町社会福祉協議会では地域の生活や福祉課題を解決するために、地域の絆や支え合いを深めていく取組みが必要であると考え、この度、行政の第２期地域福祉計画を作成されるにあたり「地域福祉活動計画」を令和２年度から令和６年度までの（５カ年）計画として一体的に策定しました。

本会としましては、こうした地域福祉の推進主体である地域の皆様に対し、引き続き積極的な福祉活動へのご理解ご協力をお願いし、地域福祉の一層の充実のため、伊根町と連携を図りながら役職員一体となり、さらなる取組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「伊根町地域福祉推進会議」の委員の皆さま、アンケートを通じて貴重なご意見をいただきました住民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和２年３月

社会福祉法人伊根町社会福祉協議会

会長　　上林　聰

目　次

第１章　計画の策定にあたって
１．　計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．　地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３．　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
４．　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
５．　計画の推進体制
（１）地域福祉推進会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（２）計画の効果的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第２章　現状
１．　人口・世帯の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
２．　人口構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
３．　出生率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
４．　要支援・要介護認定者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・　８
５．　障害者手帳の所持者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
６．　ボランティア活動者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
７．　老人クラブ会員の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第３章　基本理念と基本目標
１．　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２．　基本目標
（１）サービスを利用しやすいしくみづくり・・・・・・・・・・１３
（２）多様な人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（３）気づき支え合う絆づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（４）誰もが尊厳をもって暮らし続ける環境づくり・・・・・・１５

第４章　取組み

１．　サービスを利用しやすいしくみづくり
（１）総合的な相談・支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（２）情報提供の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（３）福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
２．多様な人づくり
（１）地域福祉の担い手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（２）福祉教育・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
３．気づき支え合う絆づくり
（１）居場所・生きがい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（２）地域の支えあい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
４．誰もが尊厳をもって暮らし続ける環境づくり
（１）成年後見・権利擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（２）安心・安全なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

資料編

○伊根町総合計画アンケート調査による住民のニーズ・・・・・・・２７
○伊根町社会福祉協議会による
地域福祉活動計画のためのアンケート・・・・・・・３６
○計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
○伊根町地域福祉推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・５５
○伊根町地域福祉推進会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・５７
○用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の背景と目的

今日の少子高齢化の進行やそれに伴う家族形態の変化、価値観の多様化を背景に、高齢者の孤独死、高齢者や児童への虐待、ひきこもり、子どもの貧困など、地域に住む人々が抱える課題は一層複雑なものとなっており、昔ながらの向こう三軒両隣の地域や家庭での支え合いが難しい時代を迎えています。

また、地域住民の生命や財産の脅威となる自然災害が近年多発・激甚化してきています。

平成 30 年度施行の社会福祉法改正では、近年多様化する地域課題に対応するべく、「支え手」と「受け手」の垣根を越えて、地域住民をはじめとして、専門職や行政等関係機関が連携し、みんなで支え合うことができる『地域共生社会』の実現に向けて取組みを進めることとされています。

このような中、伊根町では、平成 29 年３月に第１期の地域福祉計画を策定し、各福祉分野の計画との調和を図りながら地域福祉施策を推進してきたところです。

第１期の地域福祉計画は令和元年度に計画期間が終了しますが、伊根町社会福祉協議会では、地域福祉を実践していくための具体的な活動計画の策定を進めていました。

そこでこの度、町が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画が両輪のように連動し、地域福祉を一層推進することを目的として、「第２期伊根町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

２．地域福祉とは

地域福祉とは、子ども・障害のある人・高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、みんながつながり

を深め、ともに支え合い助け合って、普段の暮らしの幸せを作っていこうとする取組みのことをいいます。

３．計画の位置づけ

社会福祉法第 107 条の規定に基づく第２期伊根町地域福祉計画と、同法第 109 条に規定されている社会福祉協議会の地域福祉活動計画とを一体化する計画です。

「第２期伊根町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、第６次伊根町総合計画を上位計画に位置づけ地域福祉を推進します。

また、本計画は「伊根町高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画」、「伊根町障害者基本計画・障害福祉計画」、「伊根町子ども・子育て支援事業計画」など、分野別福祉計画の上位（基本）計画に位置づけられ、地域福祉の視点で政策を進める羅針盤の役割を果たします。

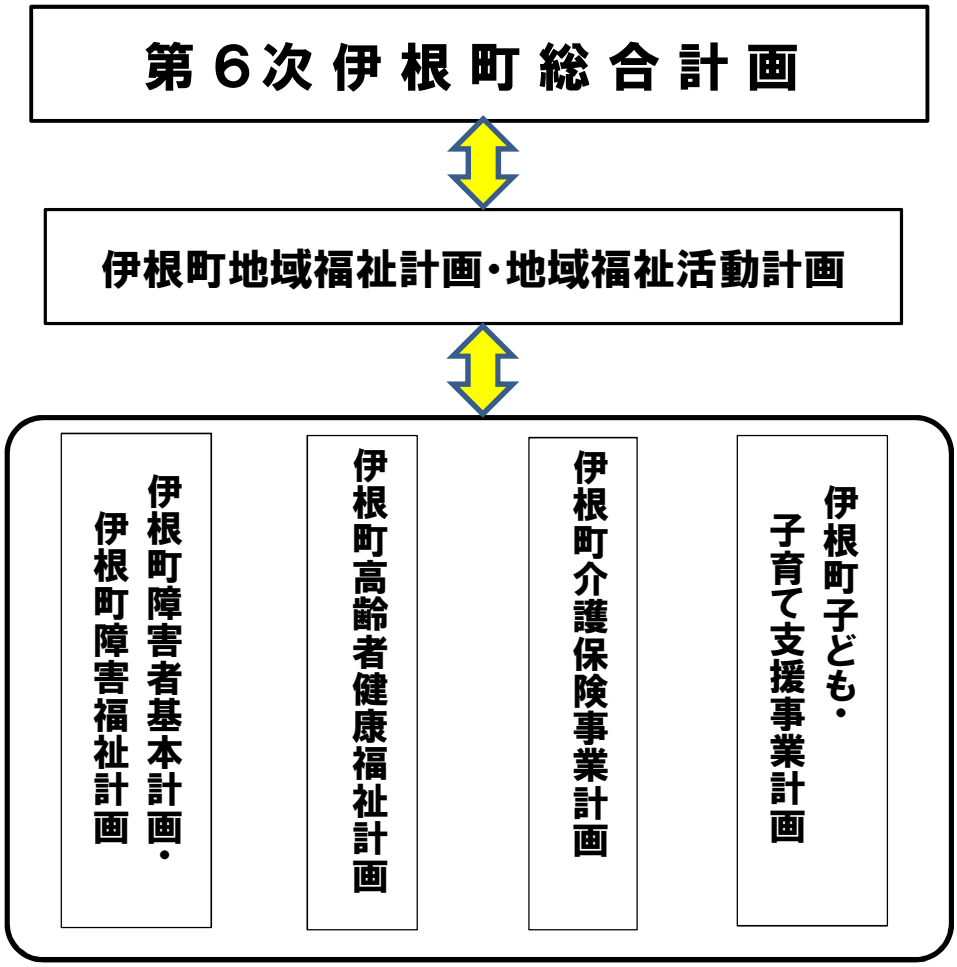

４．計画の期間

本計画は、令和２年度から令和６年度までの５か年計画とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要な場合には計画の見直しを実施します。

≪各計画の計画期間≫

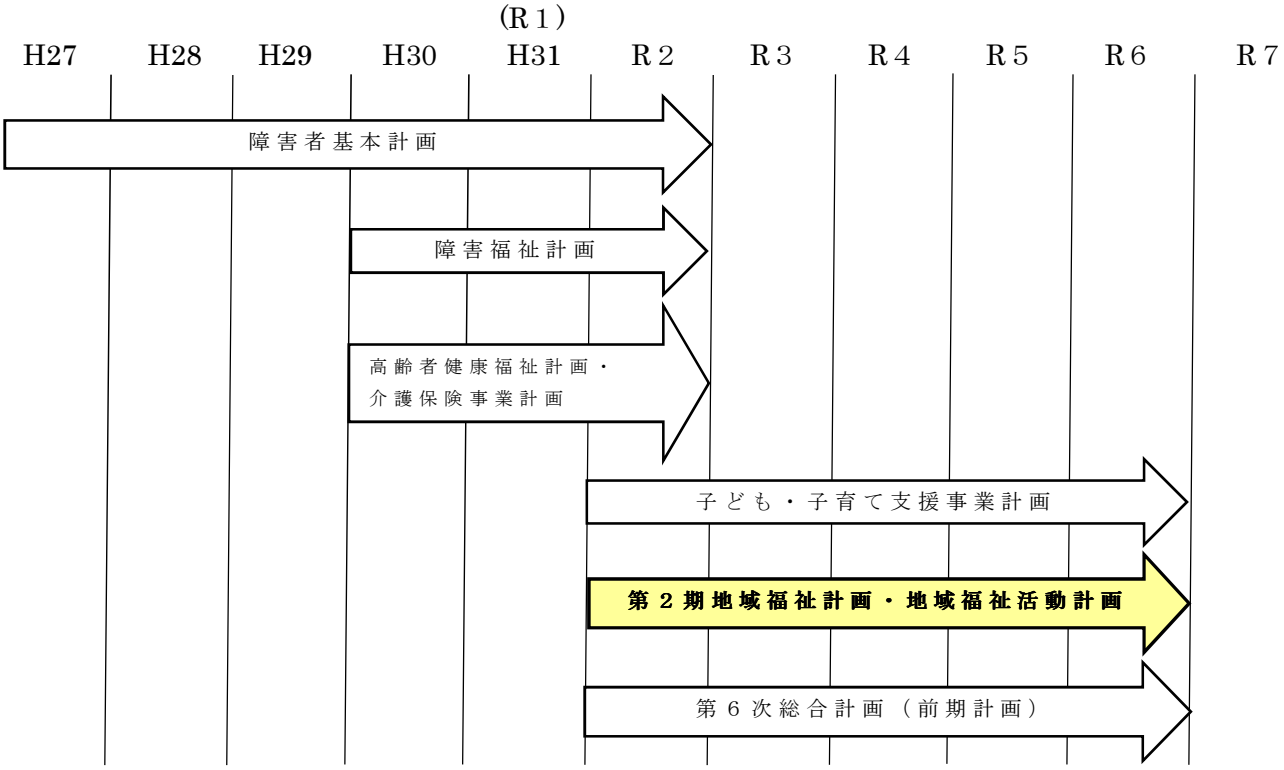

（※ Ｈは「平成」、Ｒは「令和」を指します。）

５．計画の推進体制

（１）地域福祉推進会議

住民主体の計画策定を図るために、町内関係団体代表が参画する地域福祉推進会議（15 名）を設置し、計画の策定とその推進について検討しました。

また、計画策定過程を周知するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施し、広く住民から意見を募集しました。

（２）計画の効果的な推進

計画の進行管理について、次のようなＰＤＣＡサイクルにより、毎年度、進捗状況を検証します。

■ＰＤＣＡサイクル

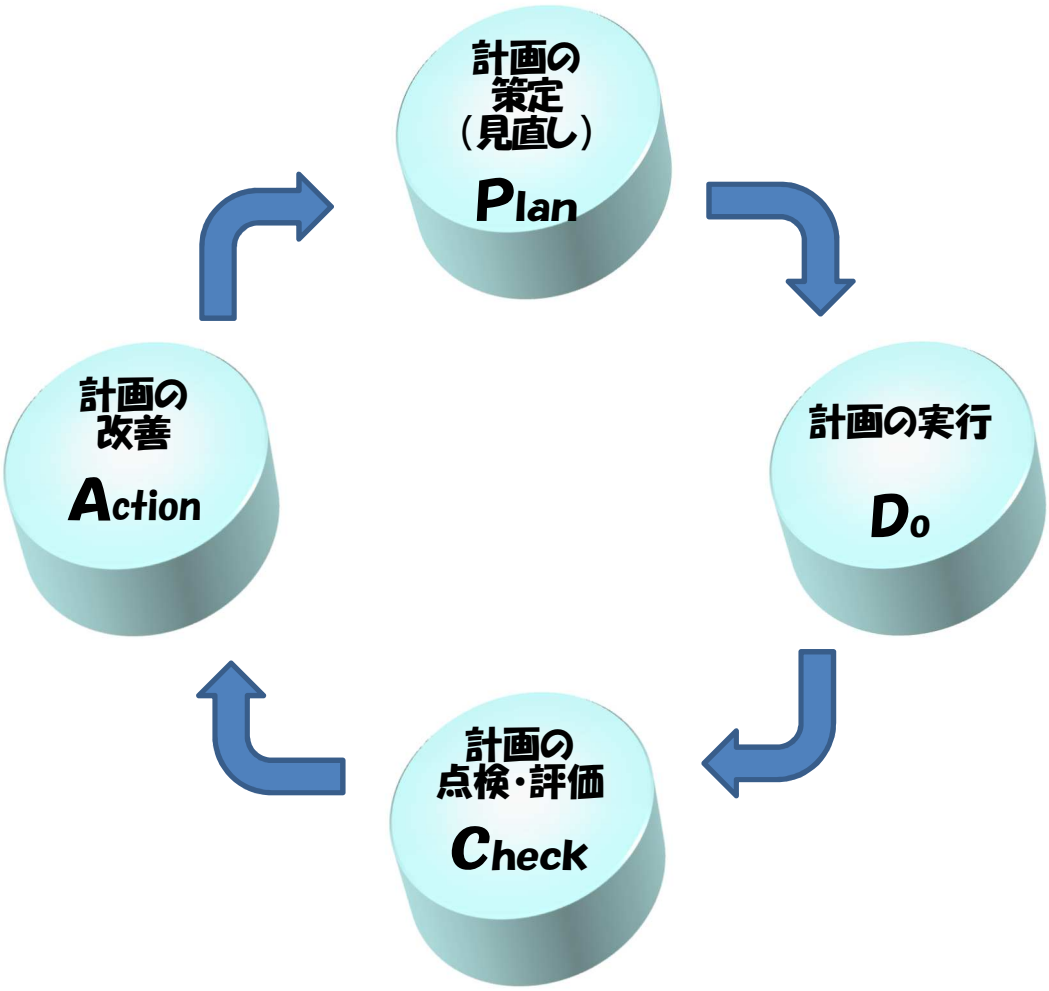

第２章　現状

１．人口・世帯の推移と動向

人口は、平成 29 年から令和元年の間で約 3.6%（77 人）減少しており、令和元年で 2,079 人となっています。令和２年以降の将来推計においても、減少傾向が続き、令和７年には 1,764 人になると予測しています。

年齢５区分別人口割合をみると、「15～64 歳」の生産年齢人口割合が減少傾向にある一方、「65 歳以上」の高齢者人口割合は増加傾向にあり、令和元年で約 47%となっています。

【人口の推移及び推計】

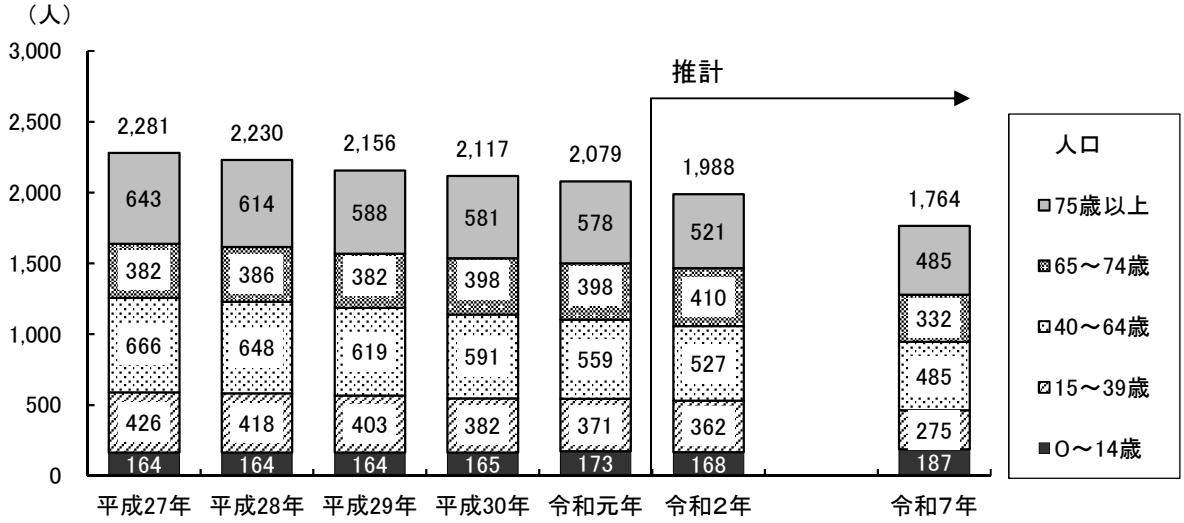

【年齢５区分別人口割合の推移及び推計】

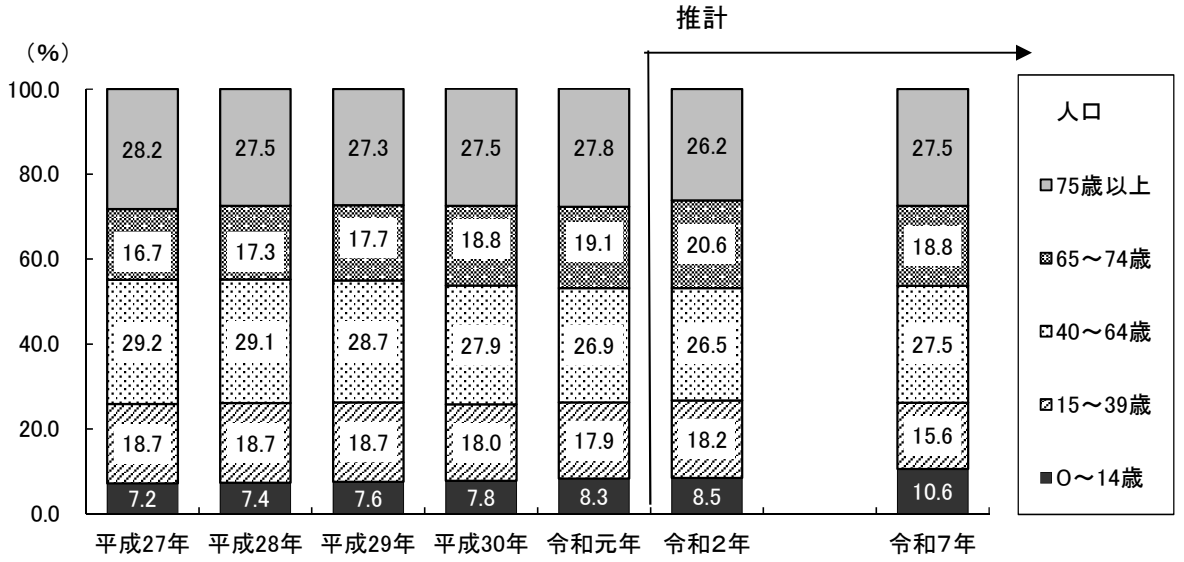

（上）（下）資料：住民基本台帳（各年９月末時点）

次に、高齢者世帯数の推移をみると、年々減少しています。

高齢者世帯の内訳をみると、平成 22 年から平成 27 年にかけては、高齢者単独世帯は 181 世帯から 164 世帯へと減少している一方、高齢者（夫婦・親子・姉妹）世帯では 172 世帯から 179 世帯へと増加しています。

【高齢者世帯数の推移】

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯数	1,055		973		936		871	
高齢者のいる世帯	787	100.0%	743	100.0%	692	100.0%	646	100.0%
高齢者単独世帯	154	19.6%	156	21.0%	181	26.2%	164	25.4%
高齢者夫婦世帯	218	27.7%	196	26.4%	172	24.9%	179	27.7%
高齢者同居世帯	415	52.7%	391	52.6%	339	49.0%	303	46.9%
1世帯あたり人員（人）	2.92		2.75		2.53		2.40	

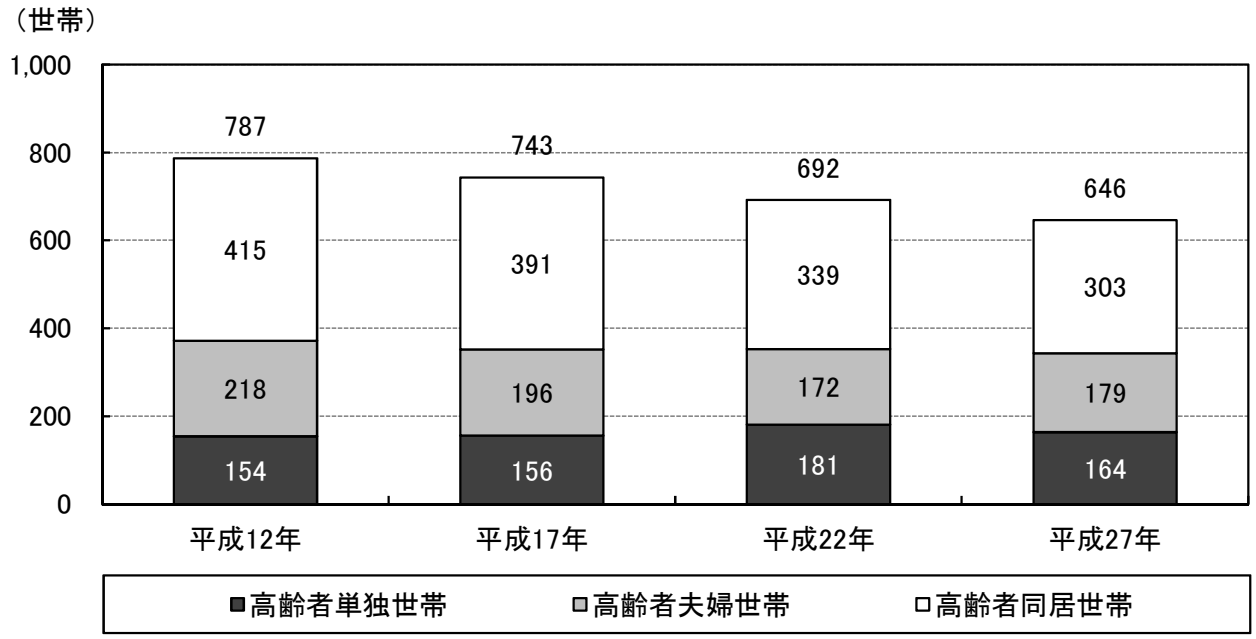

（上）（下）資料：国勢調査

２．人口構造

人口ピラミッドをみると、男性では 55～89 歳、女性では 55～90 歳以上の年齢階級に人口が集中しています。団塊の世代が後期高齢者になるなど、今後はさらに介護・福祉サービスを受ける方の割合が増加していくと予測します。

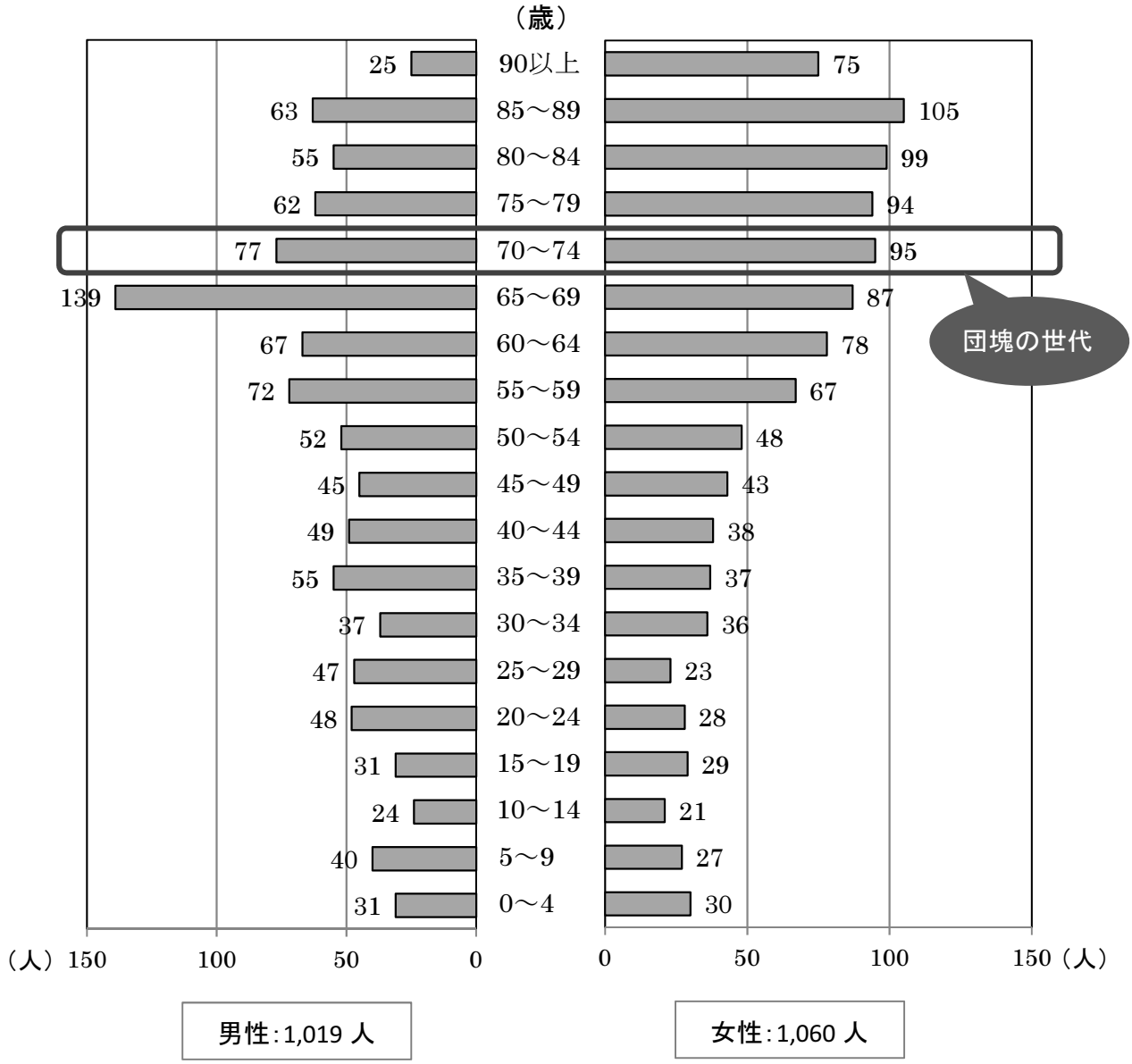

資料:住民基本台帳（令和元年9月末時点）

３．出生率

出生率についてみると、全国水準や京都府水準に比べ低い数値であり、平成 27 年には 2.4 と落ち込んでいます。

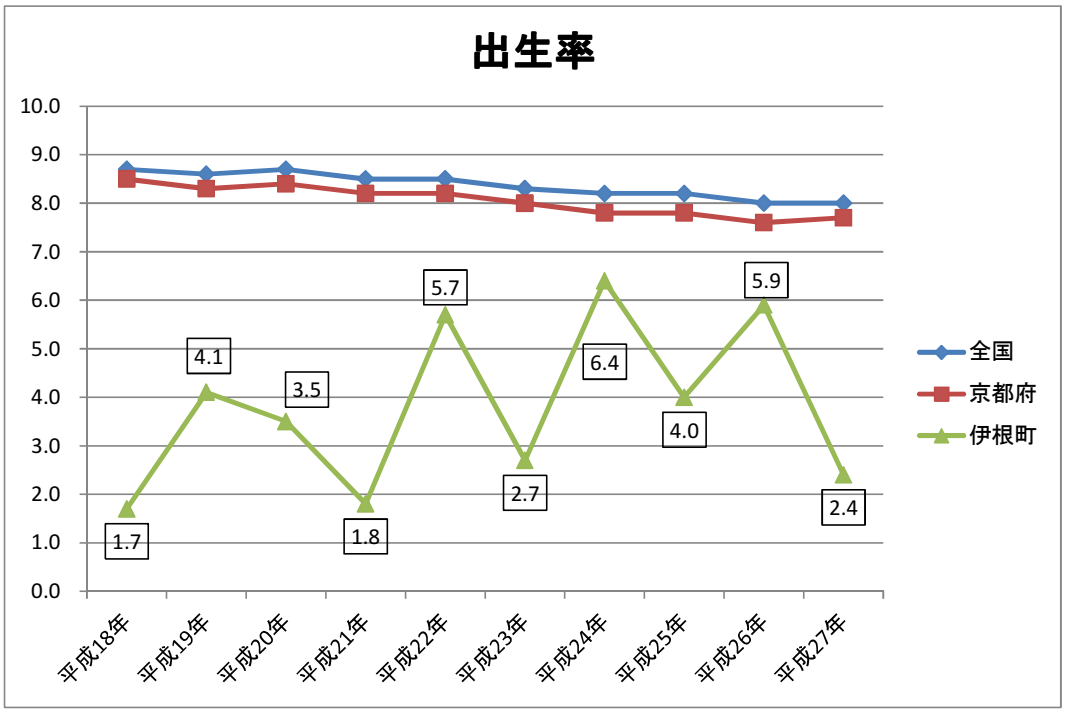

資料：人口動態統計

４．要支援・要介護認定者数の推移

認定者数は、人口の減少に伴い、令和２年以降の将来推計においては、やや減少傾向が続き、令和７年には 217 人になると予測しています。

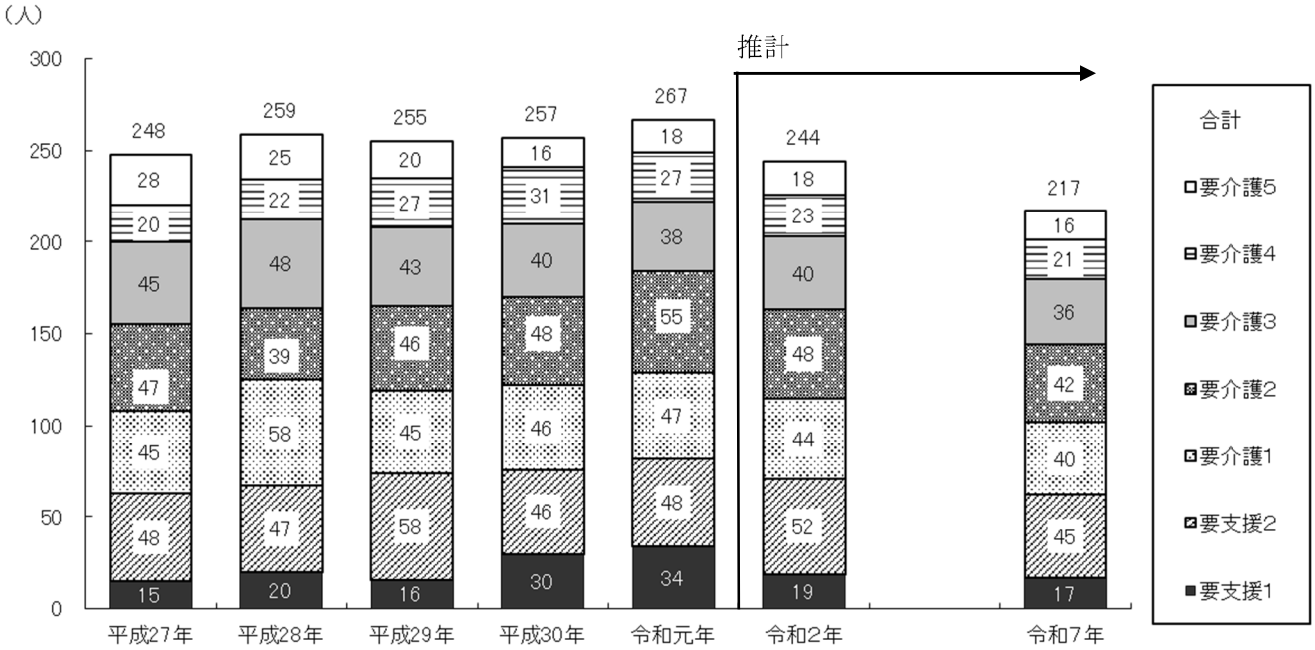

資料：介護保険事業状況報告（毎年9月月報）

５．障害者手帳の所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、増減しながらも増加傾向にありましたが、平成 24、25 年度の 306 人をピークに減少に転じています。なお、平成 28 年度には 254 人と前年に比べて 48 人の減少となっていますが、その理由としては既に死亡されている方の手帳の返還手続きが行われたことがあり、実態としては 15 人の減少となっています。

療育手帳所持者数については、40 人前後で推移しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、10 人前後で推移しています。

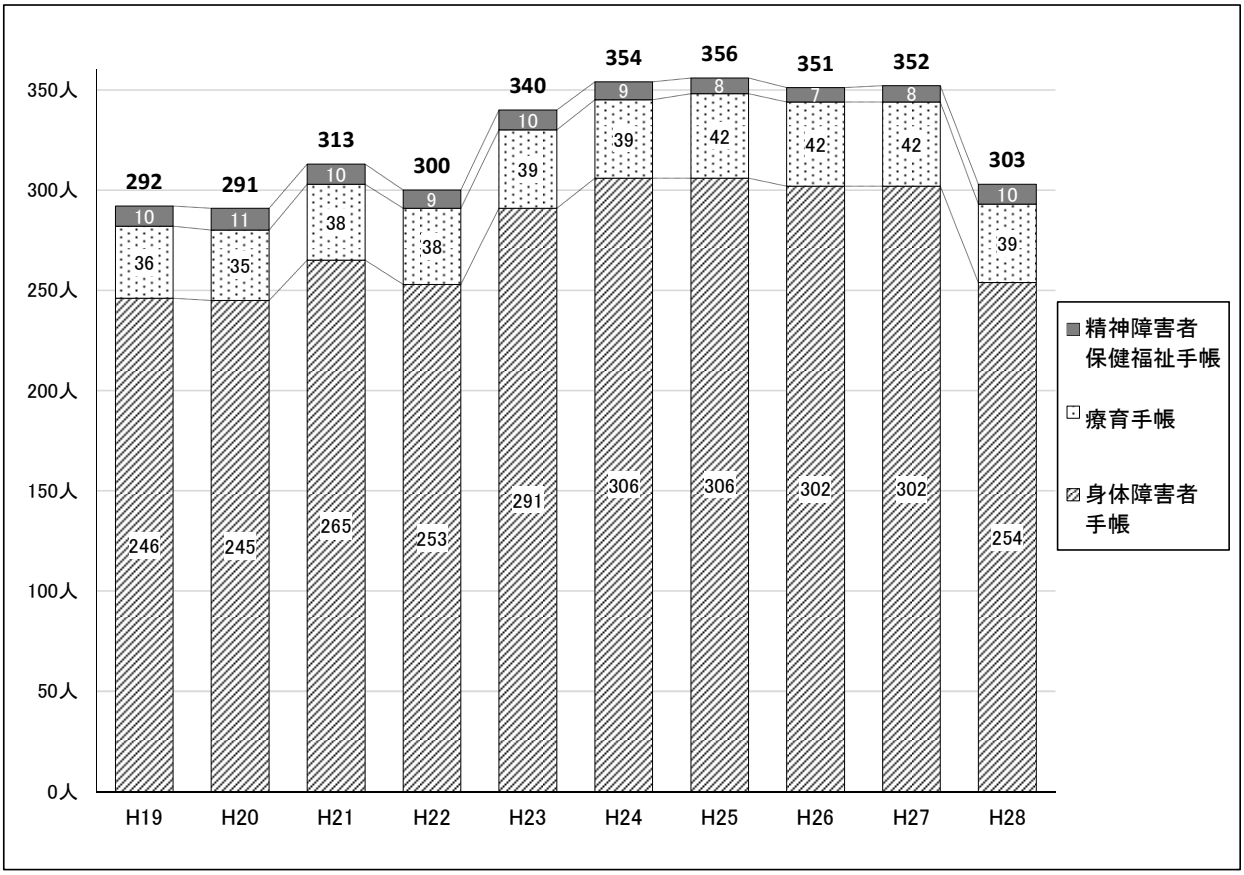

資料：保健福祉課調べ（各年度末）（京都府登録台帳から）

６．ボランティア活動者の推移

ボランティア活動者は個人の活動意識が高く複数のグループに所属しています。

これまでボランティア活動の中核を担ってきた給食サービスについてみると、その始まりは一人暮らし高齢者を対象としていましたが、高齢者世帯も利用できるように枠を広げるとともに、食事を作る方と配る方のボランティア養成も行なってきました。

また、地域において婦人会を卒業すると中年婦人会という組織に入って活動されるのが核となっており、中年婦人会の活動が給食サービスボランティアへとつながっていました。

平成 20 年度以降は徐々に中年婦人会の組織が縮小し、併せてボランティア活動をする方も減少傾向となっています。

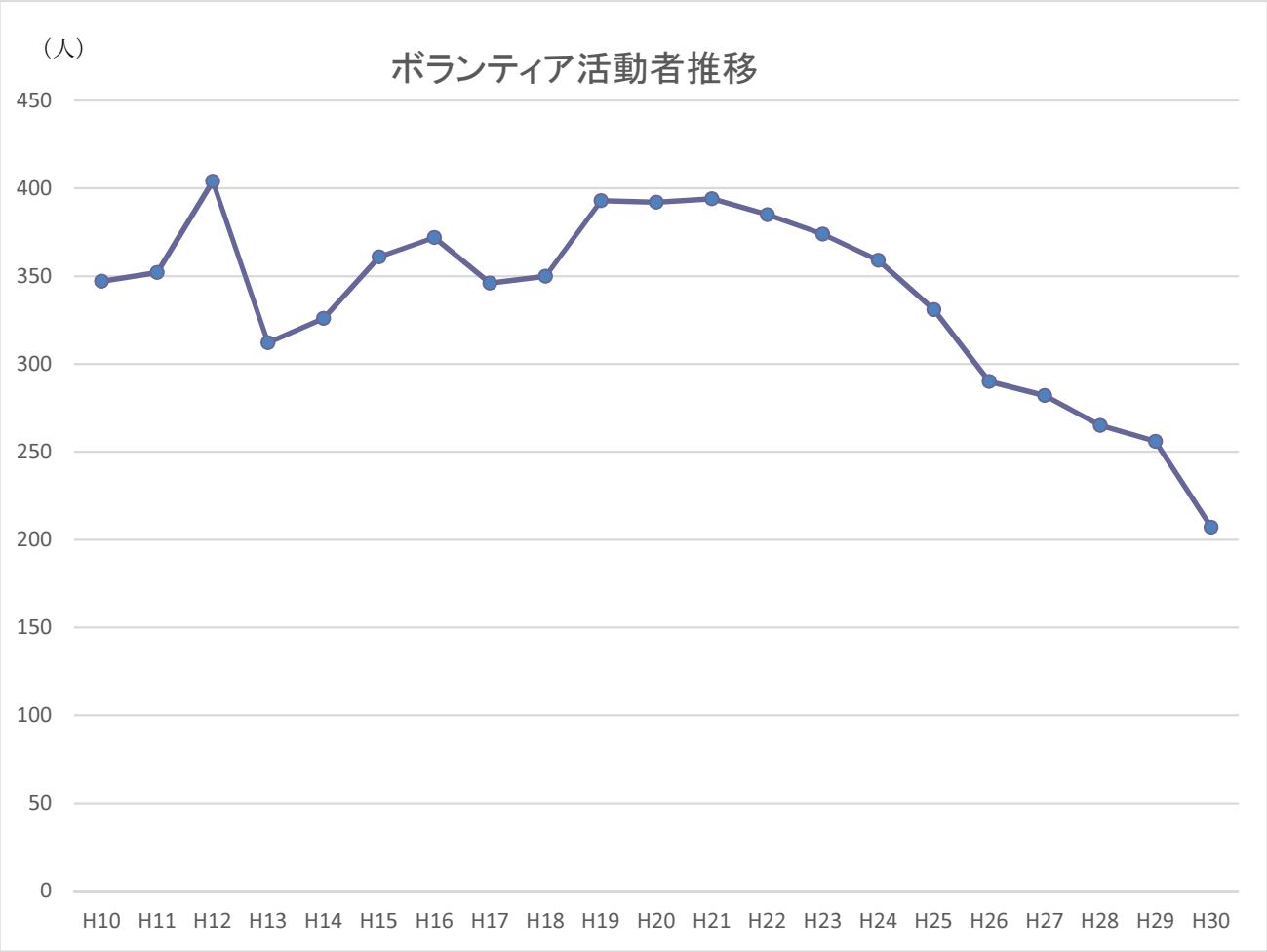

７．老人クラブ会員の推移

平成 16 年度において全国老人クラブ連合会による会員のあり方が見直され全国的に会員数が減少しました。

当時、伊根町の会員数は 400 人を超えていましたが、１地区の老人クラブの解散も重なり、それ以降の３年間で会員数は半減しました。

また老人クラブ会員が増加しない理由として、老人クラブの役員になることへの抵抗感と、70 歳代ではまだまだ現役で農業・漁業に携わる方が多くあることなどが考えられます。

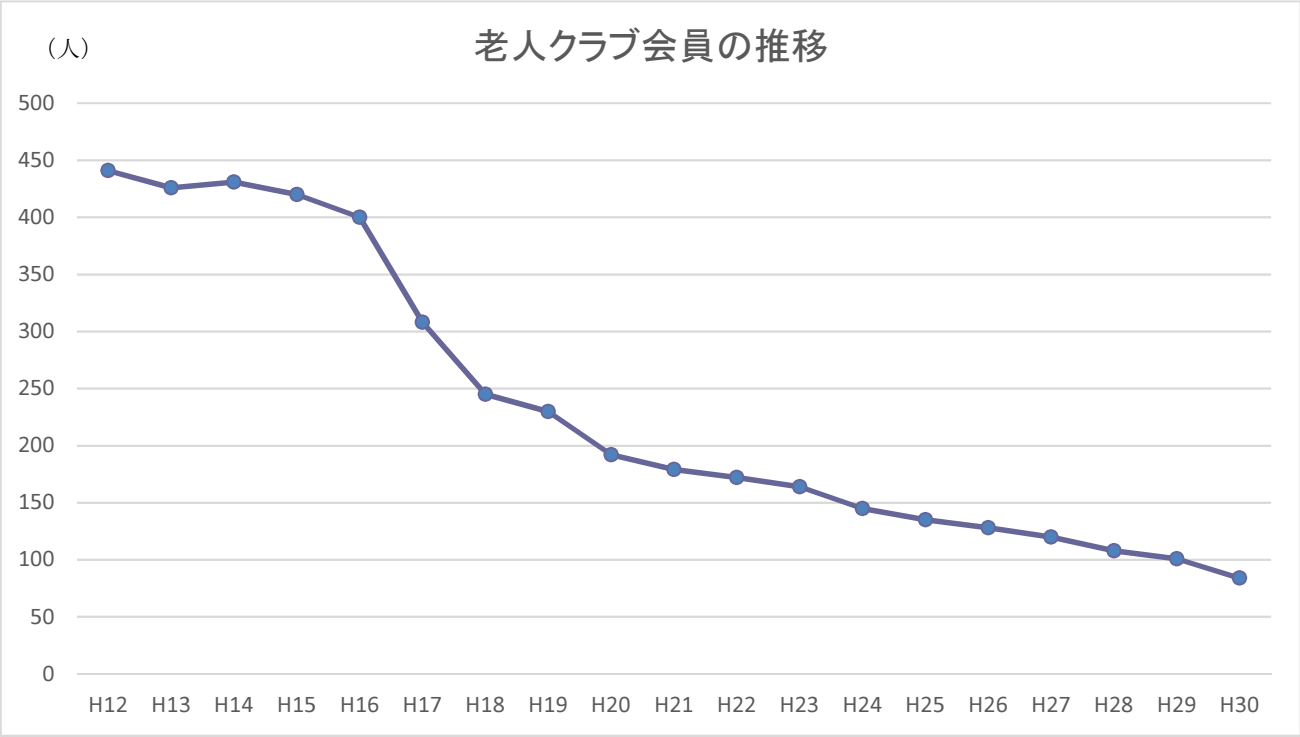

第３章　基本理念と基本目標

１．基本理念

私たちが暮らす伊根町は、お互いの顔が見える関係があり、人情も豊かで、つながりも強いです。

地域の全体を把握でき、個々の情報が伝わってきやすく、お互いの穏やかな助け合いの関係が築け、相談も聞き入れてもらえやすい環境にあります。

何より海・山・川があり自然豊かで空気もおいしく、田畑、漁場もあり、新鮮な食べ物がいっぱいで、老人クラブやふれあいサロン、健康を維持・増進する活動も活発で、子どもから高齢者までみんな活き生きと暮らしています。

しかし、少子高齢化と人口減少による過疎化が進み、若い方や子どもが減少して後継者が不足し、一人暮らしや高齢者世帯が増加しています。

家族の介護にかかる負担は大きくなってきており、福祉サービスを安心して利用できるしくみづくりが求められています。

また地域によっては、地区で集まることがなく、会話をする相手もいないといった人間関係の希薄化も見受けられ、人と人とをつなぐ地域の担い手を養成することが急務となっています。

地域での声かけや見守り、寄り添い支援もまた困難になってきており、地域全体での支え合いの関係の再構築や関係機関等との連携が必要になっています。

近年頻発する自然災害への心配が絶えず、平時からの備えに対する取組みの必要性も高まっています。

誰もが自分らしく生きがいを持って、隣人を思いやり、支え合い、安心して生活できる人間関係の豊かな地域を目指し、第１期の計画を受け継いで、次を基本理念とします。

～ 基本理念 ～

『　生きがいと希望をもち　活き生きと
ふだんの暮らしの幸せを　みんなで紡ぐ　住民福祉　』

２．基本目標

基本理念の設定を受けて、次の４つを基本目標に設定します。

（１） サービスを利用しやすいしくみづくり

保健センター、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターは、子育てや介護、予防に関する悩みや心配ごとのほか、健康、福祉、医療など様々な相談を受け付け、一人ひとりをみんなで総合的に支えています。

福祉サービスについての情報は「広報伊根」やホームページへの掲載をはじめ、「社協だより」や「認知症ガイドブック」などを配布していますが、誰もが情報を適切に受け取ることができるような環境づくりが求められます。

これまでから　行なっている福祉サービスの充実はもとより、現在の住民ニーズに対応する各年齢層に応じた切れ目のない支援を継続する必要があります。

（２） 多様な人づくり

福祉専門職は優れた専門性を保有しており、今後も専門性の向上に加えて、豊かな人間性を兼ね備えることは大切なことです。

地域で潜在化している福祉ニーズを発見して相談支援に結びつける地域福祉・生活支援コーディネーターは人材不足により福祉専門職が兼務をしている現状があります。

民生児童委員は住民の立場に立った「つなぎ役」として地域全体を支えていますが、人材不足に悩まされるなど身近な相談体制を維持していくことが難しくなっています。

また、ボランティア活動については社会福祉協議会が中心となって取組みを進めていますが、年々ボランティア登録者が高齢化となり減少しています。

限られた人材の中でどのように地域福祉の担い手を確保し育成するのかが課題となっています。

福祉のこころを小さい頃から育むことは、地域福祉を支える人を養い、自主的な活動へとつながります。現在では、ぽれぽれ（子育て支援センター）・保育園（所）・高校生と老人クラブとの世代間の交流、福祉体験学習や認知症サポーター養成講座、在宅療養研修会等を開催し、地域の福祉課題とその解決策について共有しています。それぞれの世代や立場を超え理解し合う貴重な機会への参加を一層促す必要があります。

（３） 気づき支え合う絆づくり

地域の誰でも参加でき、自分を活かしながら過ごせる居場所づくりを支援しており、参加者同士でふれあい、見守りができるようになってきています。

社会福祉協議会では身近な公民館を会場にしてふれあいサロンを実施し、ＮＰＯなどによるふれあいサロンも町内の各地域で開催しています。

地区だけでは活動のノウハウが少なく、既存の社会資源との間で居場所連絡会を開催するなど情報共有・連絡調整が必要です。

伊根町老人福祉センター「泊泉苑」は、これまでから老人クラブ、各種ボランティア活動等、地域福祉活動の交流拠点として多くの方が利用されています。今では各種相談事業や温泉入浴に加え、ぽれぽれ（子育て支援センター）も活動しており、世代を越えた交流の場としてますます期待されます。

これからは、生活習慣病からなる様々な疾病等により認知症のある高齢者等の増加が予想されるなど、多様な福祉ニーズに対応するため、当事者を含めた保健福祉医療ネットワーク会議を開催し課題解決に向けた取組みが求められます。

今後も地域の関係性に基盤を置いて関連事業者や近隣市町と協力して見守り体制を強化する必要があります。

（４） 誰もが尊厳をもって暮らし続ける環境づくり

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業においては、判断能力が十分でない障害のある人や高齢者の方などに福祉サービスの利用や金銭管理に関わる援助を行い、安心して生活ができるよう普及啓発と利用促進に努めています。

現在では、それぞれの取組みを一体的に運用する場面が増加しており、支援が必要な方の早期発見や相談機能の強化が求められます。

そのほかにも身近に頼れる人がいない方や、制度の狭間にありサービスに結びついていない方が地域から孤立しないような取組みを進める必要があります。

また、福祉課題に対応し普段の生活を支援するためには福祉サービスだけではなく、保健、医療、教育、就労、住宅、交通、環境、防犯、まちづくりなど生活関連分野との連携を円滑に行なっていくことが必要です。

近年頻発する自然災害への備えとして、地域住民の参加を得ながら伊根町災害ボランティアセンターの設置運用訓練等を通して災害に対する意識が高まってきています。地域の要配慮者への対応や福祉避難所の整備を進め、安心・安全なまちづくりに努める必要があります。

第４章　取組み

基本理念と基本目標の実現に向けた取組みを次のとおり示します。

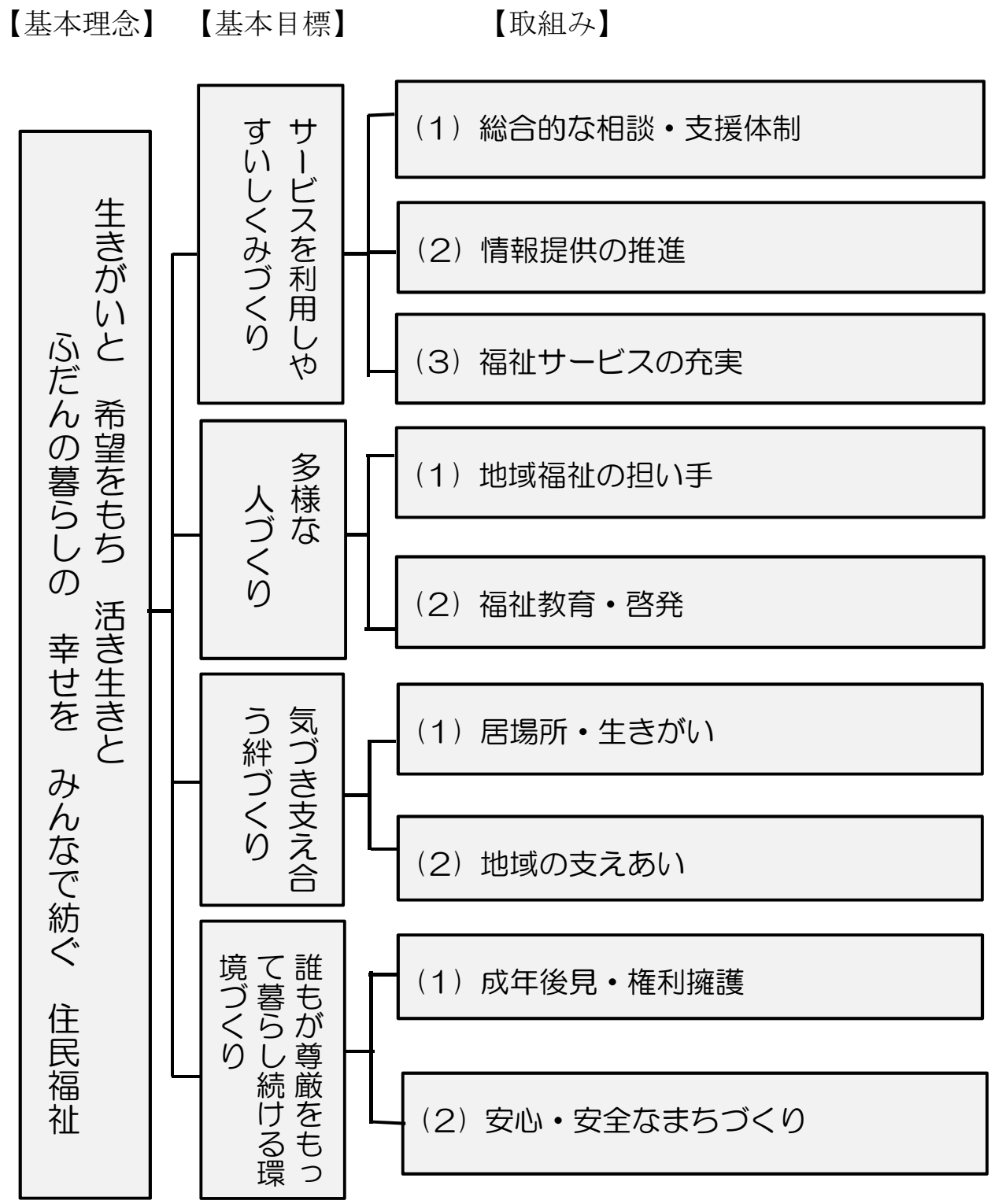

基本目標１：サービスを利用しやすいしくみづくり

取組み（１）総合的な相談・支援体制

町	○子ども・障害者・高齢者という分野を越えて、生活に関わる多種多様な相談に包括的に対応できるよう多職種連携による体制を整備します。 ◎未就園の親子が孤立しないよう子育て相談や親同士の交流の場を提供します。 ◎子育て世代包括支援センターを中心に関係機関と連携して、きめ細やかな対応や相談事業を実施し、乳幼児の健やかな成長・発達を支援します。 ◎介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、相談体制の充実を図ります。 ◎多種多様な相談をワンストップで受けとめ、地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、医療・介護関係機関、地域包括支援センター等と緊密に連携します。 （◎は重点事項）
社協	○幅広い年齢層の方が交流している老人福祉センター「泊泉苑」を活用し、様々な意見を積極的に聞き関係機関等につなぎます。 ○様々な心配ごとの解決に向けて、福祉関係機関や弁護士相談等を通じて総合的に支援します。 ○生活福祉資金貸付事業をはじめ、総合的に相談を受け付ける体制を築きます。

基本目標１：サービスを利用しやすいしくみづくり

取組み（２）情報提供の推進

町	○住民懇談会などを開催し、住民ニーズの把握に努めます。 ○「広報伊根」をはじめ、パンフレット・冊子の各戸配付、ホームページ、防災無線タブレット端末『いねばん』、口伝えなど、多様な媒体や機会を活用して地域福祉に関する情報の共有を積極的に進めます。
社協	○情報を必要とする対象者にあった広報啓発に取り組みます。 ○地域福祉活動への関心や参加を呼びかける情報発信（ホームページ、ＳＮＳ等）の方法を検討します。

基本目標１：サービスを利用しやすいしくみづくり

取組み（３）福祉サービスの充実

町	◎子育てと仕事の両立など多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの提供を図ります。 ◎障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービス等の充実に努めます。 ○高齢者等に対する移動支援施策の総合的な充実を図ります。 ◎健康への関心が低い方々への働きかけ、生活習慣の改善に向けての指導を継続して行います。 ◎健康寿命を延ばし、介護を要する状態となることを予防するために、健康づくり事業を充実します。 ◎医療や介護が必要となっても、在宅医療体制や看取り支援等、医療・介護福祉関係者が連携し必要なサービスを提供します。 （◎は重点事項）
社協	○福祉有償運送サービスの継続と交通空白地輸送の検討など、先進事例の調査研究を行います。 ○地域における暮らしの中の困り事や課題の把握に努めます。 ○住民参加型の支え合いサービスについて調査研究を行います。

基本目標２：多様な人づくり

取組み（１）地域福祉の担い手

町	○福祉力の向上に向けて町全体で研修会等を行います。 ○地域福祉を総合的に支える機能を維持するため、継続して専門職を育成します。 ○住民への適切なサービスの提供や相談が行えるよう専門性の向上に努めます。 ○生活支援コーディネーターを配置し、地域福祉の担い手づくりを支援します。 ○民生児童委員との連携を強化し、地域に根差した見守り活動を支援します。 ○ボランティア活動の普及・啓発を進めるとともに、社会福祉協議会（ボランティアセンター）の機能強化等を支援します。 ◎福祉人材の確保と人材育成の環境整備に向けた取組みを支援します。 （◎は重点事項）
社協	○地域福祉課題の把握と対応ができるよう地域福祉コーディネーターの設置について検討します。 ○地域福祉、在宅福祉の担い手づくりに取り組みます。 ○ボランティアの養成講座や研修会を開催することで、各分野のボランティアの発掘と育成に努め、担い手づくりを進めます。

基本目標２：多様な人づくり

取組み（２）福祉教育・啓発

町	◎福祉の教育や体験学習、交流会、研修会を実施するなど、人を思う心（福祉の文化）を醸成します。 ○ノーマライゼーションやバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。 ○『人権三法』（「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消法」）に基づき人権意識の高揚に努めます。 ○共同募金運動を推進します。 （◎は重点事項）
社協	○子どもからお年寄り、障害のある人たちとのふれあいやつながりを深め、命の尊さや思いやり、優しさ、人としての本当の強さを養うため、社会福祉体験学習を継続して実施します。 ○保育園児、小・中学生、高校生と高齢者や障害者通所施設との交流を支援します。 ○小学生と中学生が一人暮らし高齢者に敬老はがきや年賀状などを贈る心の交流を支援します。 ○共同募金運動の助成事業により地域福祉活動を推進します。

基本目標３：気づき支え合う絆づくり

取組み（１）居場所・生きがい

町	◎平日の放課後、土曜日、夏休み等の長期休業期間中、子どもたちの学習の場や安心・安全に遊べる場を提供し、心身ともに健全な児童の育成を推進します。 ◎地域主体の居場所づくりや、老人クラブ、サロン活動等との調和を図り活動の拠点を整備します。 ○老人福祉センター「泊泉苑」は、世代を越えた地域交流などの拠点となり、地域に開かれた多面的な活用ができるよう支援します。 ○いきいき交流ハウス「かじか苑」が地域活動の拠点となるよう施設の利活用を推進します。 ◎シルバー人材センター等と連携して、生涯に渡る働く意欲の向上を支援します。 （◎は重点事項）
社協	○誰でも気軽に参加できるふれあいサロンを実施します。 ○ボランティア交流会を開催し、ボランティアの方々が触れ合う機会をつくります。 ○ボランティアによる見守りが無理なくできるしくみづくりや、幅広い年齢層の方が参加しやすい活動を推進します。 ○男性サロン、ふれあいカフェ、一人暮らし高齢者の集いなど、地域の交流を深め、介護予防や健康づくりを支援します。 ○老人クラブのリーダーを育成し、各地域で行われる行事やスポーツへの参加を促進し、健康づくりを推進します。 ○老人福祉センター「泊泉苑」の利用しやすい施設運営に努めます。

基本目標３：気づき支え合う絆づくり

取組み（２）地域の支えあい

町	○保健福祉医療ネットワーク会議による多職種連携や社会資源との結びつきを強化します。 ○生活支援コーディネーターを中心に、社会資源と居場所連絡会を開催するなど情報共有・連絡調整を進めます。 ◎認知症に対する地域への正しい理解や対応と、各事業所との連携を強化し、高齢者等見守りネットワークの輪を広げます。 （◎は重点事項）
社協	○高齢者見守りネットワーク企業連絡会への加入促進や、登録企業を対象にした研修等を行います。 ○地域の住民同士による声かけと、民生児童委員やボランティアによる訪問活動など様々な見守りを推進します。

基本目標４：誰もが尊厳をもって暮らし続ける環境づくり

取組み（１）成年後見・権利擁護

町	○地域福祉権利擁護事業から成年後見制度利用への移行や、継続的な支援等が円滑に進められるように、定期の意見交換会や勉強会等を開催するなど、社会福祉協議会をはじめ関係機関との相談支援体制の強化や制度の一層の周知に取り組みます。 ◎関係機関等とのネットワークを充実・強化し、また地域全体が連携して虐待の防止と必要時の迅速な対応を図ります。 （◎は重点事項）
社協	○地域包括支援センター、在宅介護支援センター等福祉関係機関と連携を密にし、福祉サービス利用援助事業（権利擁護事業）を必要とする方の把握に努めます。 ○権利擁護事業から成年後見制度利用へ移行される方の円滑な支援体制に努めます。

基本目標４：誰もが尊厳をもって暮らし続ける環境づくり

取組み（２）安心・安全なまちづくり

町	○生活に困窮している方やひきこもりにある方の早期発見に努め、関係機関との連携により切れ目のない支援を行います。 ◎こころの健康づくりを啓発し、こころに悩みを持つ方への相談・対応を継続して実施します。 ○ゲートキーパー研修や啓発活動等を通じて、命の大切さや気づきを共有する自殺対策に取り組みます。 ○京都府福祉のまちづくり条例に沿った施策を進めます。 ○交通安全の意識や防犯対策に取り組み、安心・安全な地域づくりを進めます。 ○当事者の自立を支援するため、関係機関と連携しながら雇用の拡充に取り組みます。 ○災害ボランティアセンター設置運用訓練等から得られた教訓をもとに平時からの取組みを推進するとともに、災害時要配慮者の状態把握や住民への普及啓発を図ります。 （◎は重点事項）
社協	○災害ボランティアセンターの平時からの取組みと自主防災組織やボランティア組織・行政・関係機関等との連携を深め、災害への備えを強化します。 ○災害ボランティアの事前登録者を募り、京都府や他市町等の災害ボランティアセンターとの情報共有を深め非常時に備えます。

資料編

伊根町総合計画アンケート調査による住民のニーズ

【ニーズ把握の概要】

今回の第２期伊根町地域福祉計画の策定にあたりましては、計画策定に向けた大規模なアンケート調査は行いませんでした。

その理由としましては、第６次伊根町総合計画の策定と時期が重なっており、総合計画策定のための住民アンケート結果や住民懇談会における意見の中には福祉に関するニーズが含まれており、これらを精査・分析し、地域福祉を推進するための施策につなげることとしたためです。

次ページ以降では、これらのニーズについて、各基本目標に準じて整理しています。

≪基本目標≫

（１）サービスを利用しやすいしくみづくり
（２）多様な人づくり
（３）気づき支え合う絆づくり
（４）誰もが尊厳をもって暮らし続ける環境づくり

調査名等	実施時期	対象者
第６次伊根町総合計画策定のための住民アンケート	平成 30 年 12 月	・住民調査数：1,000 人 ・回答数：317 人 （回答率 31.7%） ・団体調査数：42 団体 （回答率 45.2%）
第６次伊根町総合計画策定のための住民懇談会	令和元年５月から７月	・開催箇所数：10 箇所

（※ニーズの掲載は原文のとおり。）

＜基本目標＞
（１）サービスを利用しやすいしくみづくり

・買物が不便。
・１人暮らしになった時の健康問題がどうなるかにより不安。
・今のところ元気なので住みよいのですが病気になると不安です。
・交通の便が悪い。
・自分で運転できなくなったら、困ることがたくさんある。
・人と人とのつながり、ひとりひとりが大切にされていると実感できる。
・福祉の充実。
・老人への心くばり。
・子育て支援が手厚い。
・高齢者、障害者は大事にしてもらえる。
・子育てにやさしい。医療や教育面の支援が手厚い。
・医療費無償化（０歳から高校まで)、保育料無償化。
・いつ迄も、健康であれば、私達高齢者にはのんびりしていて良い所である。
・自分で何も出来なくなるまでは住みたいです。
・保育園や学校がこじんまりしていて先生と連携が取りやすい。
・交通の便は少しずつ良くなったと思います。ただ、バス停の場所が悪いです。特に高齢者には座る場所がほしいです。
・義母が晩年お世話になりました在宅サービスに大変助けられました。若い人の負担軽減の為にも、今のサービスが少しでも向上維持されることを願っています。
・この年になって伊根町は年寄りに１番やさしいところ。
・保健行政・福祉・医療行政が安心。
・今は、子育て世代として、町の支援はとても有難い、もっと革新的なことを考えてほしい。また、無いものねだりをしない、そういう方向性はとてもいい、その中でいい所を伸ばす。
・高年令になると車もなく動きが取れない。
・常駐の診療所の医師を強く望む。
・高齢になり体が自由に動けなかったら何も出来ず、お世話になる事しか出来ないので車をたのむのもなかなかむずかしい。バスの時間を考え、利用が出来てありがたい（２００円バスで助かっています。）回数多かったら元気なうちは用事が出来るから。
・車がないと困り交通の便が悪く、病院が遠いが往診に来てもらっているのが良い。
・筒川地区は交通の便も悪く、高齢者になると、本当に住みにくいです。

・独居高齢者への支援が不十分。
・子育て支援の充実により若い夫婦に選ばれる町となっている。
・健康管理のため保健センターに力を入れていただき、長くつづけられ体に又人の出逢いが出来るたのしみが幸せです。今は福祉に力を入れていただき、相談の上ですぐに支援していただきありがたいです。
・子育て支援や教育負担軽減対策や充実しているが、もっと、町外の若者にも、この充実をアピールし、伊根町に帰町や移住してもらえればと思います。
・便利だとか助かるとか住んでいて良かったと思える様な事が増えていない。人口は減少するばかりで、高齢者だらけの町で自分世代の老後がどうなるのか、不安でしかない。このまま住んでいて大丈夫なのか心配になる。
・全国的に減っている所が多いので、伊根町だけを増やすのは難しいと思います。しかし、このままいけば町の形が無くなるかもわかりません。住んでいる人が、生活しやすい状況に近づけることが大事だと思います。
・今以上に小さくても住民ひとりひとりが大切にされる町（子育て支援の継続、老人福祉の充実）。
・伊根診行バス、本庄診行バス、買物バス・・・無料。いつでも頼める代行車が地区事に数人いてもらえると、もっとありがたい。
・子どもに対する、医療費、教育関連（給食費、修学旅行費の無償化）、保育料等、子ども費に対しては寛容ですが、これからの高齢化に向けて、高齢者に対する制度も同様に充実して下さい。車で動けるうちはいいですが、運転出来なくなれば家にとじこもり、孤独死となりそうです。
・もちろん、ずっと住んでいる高齢者の人たちも宝物です。これからもっともっと増える高齢者を町全体で大事にしたいと思います。子育てをしていて、祖父母（自由に動ける）がいないと、とても大変な状況です。…休日の保育や子どもの遊べる公園を増やしてほしいと思います。子どもが自由に遊べる空間が少なすぎると思っています。また、冬は雨ばっかりなので、学校の体育館を休日開放してほしいです。
・新しい福祉を作るのではなく、今ある制度や福祉サービス、社会資源をより住民が利用しやすいものにする。
・伊根町ならではの鮮魚が購入できる魚屋ショップづくり（伊根町内の漁業会社は定置網の朝取り販売だけで、日中の鮮魚購入ができません。そのため、観光客や住民の方でも早朝に漁業会社へ行かなくても購入できる魚屋）。

　出来上がった食材を宅配出来るシステムや高齢者の食事療法にも対応できる個別食や、単身者の食事確保が一元的に利用できる食生活安心ショップを国道沿いの役場と

診療所が近いところに設置。（今後ますます高齢化が進み食材購入や調理もされない方々が増加するため）
・介護福祉施設として、地域で介護を必要とされる介護者に対し、また、介護が必要でもその地域で生活がしたいと思っている当人に対して、適性かつ、満足いただけるサービスを供給し続けること。なくてはならない施設としてあり続ける。
・町内の公共交通について、タクシー的な呼んだら来てくれる方式の方がいいのでは。
・人口減少は仕方がないと思う。働く世代の負担が増える。人口が減っても豊かな政策とはどうするのか。どこにポイントをおくのか。

＜基本目標＞
（２）多様な人づくり

・人を大切にすること。余りよく張らないこと。
・自分自身は子どもがいないが、子供たちがのびのび生活できているように見えること。少人数なのもあると思うが、学校教育はしっかりしていると思うし、地域全体で育てようという意識が感じられる。
・他人同士が共有が出来る、正しい判断が出来る、社会になってほしいです。
・人（意識）。
・町民の意見や考えを聞く場が少ない所が気になります。
・人間の数に対して負担にならない程度に、役や行事を減らしたりまとめたりしていけたら、いいのかなとはと思います。
・成人、老人の活力を引き出すこと。（前向きな、やる気を引き出す。）
・ずっと住みつづけていて別の意見を聞かない場合と聞いて何とか良い方向へ変わらないかと考えてみたりとかいろいろ意見はあると思うが、お互いの歩みよりがなく、バラバラでよくも悪くもなってないと思うので、もっとお互い話を聞いたり、意見を言ったりすることを沢山してみるべきと思う。

・高齢者の増加に比べて、高齢者が活躍（活用）できる場は依然として少なく、結果として全体的に閉塞感がある。また、子供達をそれぞれの個性にあった活躍の場が少ないため、子供達が町内で将来に希望を見出す機会が少ないように見受けられる。
・人が少なくなると人間関係が悪くなり、精神の荒廃が進むと思います。
・少子高齢化が進んで、後継者が少なくなって来ている。
・伊根町の子どもたちの素直さ、人に対する思いやりの心はすばらしく、伸び伸びと成長しているということです。
・各地域の人口減少と高齢化。小地域が高齢化のため、福祉・ボランティア活動に参加される方の後継者不足。
・福祉・介護人材不足。介護福祉士、ホームヘルパー等の資格者が不足、老々介護の負担。
・福祉は福祉関係者だけが行うものではなく、自助・互助・共助・公助といった取り組みで地域福祉の向上が必要となります。社会福祉関係者の後継者づくりについて、地元の小中学生に対しては福祉講話や福祉体験を通して紹介をしています。町内の福祉人材の発掘養成について未来の福祉人支度金制度で後継者づくり。
・町老連の課題は、会員の減少です。減少の原因の一つは老齢化と思いますが。入会者減はリーダーになる人がいない事と、これに敬遠して入会しないことも一因だと考えます。・・・伊根町も観光客誘致に「舟屋の里」から始まって色々と事業に取り組まれ、舟屋群を忠心に多くの観光客が訪れ、伊根町は発展しました。全国的にも有名な町になったと思います。しかし、一方で他の３地区はそんなに潤っているとは考えにくいと思います。やはり、その地区地区の発展を望んでいる人が多くあると思います。老人会では、人口、世帯数ともに約半数をしめる伊根地域の会員さんが男性１名を含む、４分の１の２０名足らずになっている現状です。まず、伊根地区が中心になって活動していただきたい、その為にも町全体が均衡ある発展が大きな課題だと思います。
・地区・ＰＴＡ等、どの団体も人数が減少している中、役員として活動していかなくてはいけない。ダブル、トリプルと役を受け、それぞれが子育て中であったり、介護中であったり、もちろん仕事も・・・・・、とても忙しいです。これ以上、活動は増やせません。
・慢性的な職員不足。募集してもなし。町外からの職員に頼っているが、災害などで道路事情が悪化すると出勤出来なくなる。
・自分達の大事な町であるという気持ちを持ってほしい。そうすれば子供達も伊根町に残り、長寿苑にも就職してくれる子もいるのではと思う。

＜基本目標＞
（３）気づき支え合う絆づくり

・一人暮らしに成った場合は住めないと思う。
・年をとったら、近所がなくなりそう。
・隣、近所の人が皆知っている人で信用がある。
・人々の暖かさ。祭、婦人会、農業仲間、子供の保護者仲間の関係性がとても良い。
・全員が知り合っていて、子どもの安全がしっかりと守られている所。
・人間関係（人との付き合い）素性がわかっているので、安心して付き合える。親切である。
・自然、人情。
・お互いを思いやって、生活が出来る所。不安なく、ご近所づきあいが出来る。助け合える。おたがい様という心。
・近所との付き合いが刻、助け合って生活している部分。
・大切な事は、人と人の絆を大事にしてつながって行く事だと思います。自分から入って行って話に加わる事だと思います。
・伊根の人は心優しい人が多い。
・近所のつき合いが出来ない。（昔、大勢の人で毎日がたのしかった。）今は老人ばかりで空家が増え毎日が不安です。人とのつながりが大切だけど、うすれて来るので寂しいです。
・人のあたたかさ。近所の人と気軽に話せること。
・近所の人とのふれあいがある所。
・親戚、友人が多く、いろんな意味で助け合っている。
・地域間、人どうしの交流。
・伊根町は口の悪い人は多いが、いろんな面で協力しあえる、いい町だと思っています。何があっても人付き合いが、うまくいけば住みよいと感じていけると思います。小さな集落と結びつきを大切にしたいと思っています。
・近所の人とは声をかけあいどんな事でも相談にのってもらえる。
・戦後の民主化のなかで、人それぞれの考え方が多様化して、昔ほど隣近所の助け合いの気持ちが薄れているが、一番大切にしていかなければならないのは隣近所の助け合いと、各集落自治会の強化維持ではないか。町が高齢化していくなかで、若い人達の意見をよく聞いて、これからのあり方を考えていく必要があると思う。
・福祉施設を増やす事です。

・地域の同世代の人達と、楽しい活動をしたり、相談出来る人達が近くにいてくれる事です。婦人会が無くなっても、自分の親が地域の役に立っている姿を見せることで、子供達も安心すると思います。
・大切にすべきところは、近所です。何かあったら、すぐ、両隣ですねぇ。
・高齢者へのサポートは充実しているように思うが、若者への生活サポートなど考えて、人々が集う場所など増やしてもらったら。
・老人会など他の団体が少人数なので行政も積極的に援助して、大きな団体にしてほしいです。
・人と人とのつながりを欠き、一つにまとめるところがない、地区毎の集会所など高齢者の集う所がない。
・性別、年代別や趣味（文化、スポーツ）などを通した団体の育成で町民の横のつながりを大切にして活力を育成する。
・世代間交流（おばあちゃん、おじいちゃんの知恵を次世代へ）。
・過疎化が進んでいくので、地域での助け合い、近所どうしのつきあいができなくなり、寂しいと思うようにならないか心配。
・婦人会、中年婦人会、老人会等、役がまわって大変と言いながらも、縦、横のつながりがしっかりしていた頃に比べ、全く知らない人が増えている。田舎のよさである”皆な知り合い”になれるような機会や場所が出来ればよいのではないかと考えている。
・しがらみと思うと、きゅうくつだけど、コミュニティーはとても大切だと思います。
・地域の人との繋がりが強すぎて、プライベートがもれているときがある。
・高齢化や人口減少などの人間の活動が失われてきた。問 12-2 のように、Ｉ・Ｊターンの人口維持のためには定住人口、交流人口の間に関係人口観念を政策化し、対策を担当する民間ボランティアを養成すること。
・近所つき合いや、人と人とのつながりが無くなってきている。特に、高齢者へは全く関心がなく、活動がなされている。高齢者の日常的なつながりをどうしていくか、伊根町だけの問題ではないと思うが、今後の方向付けが必要。
・人口減少、高齢化により地域格差が大きくなった。
・住民の仲間意識が薄れた様に思える。
・地域は人と人とのつながりが大切だと思うし、つながりが弱いと地域力も低下すると思う。
・人間が少なくなり、困った時、たよりにする人が近所に居なくなっている。決まりきった、行政的対策だけでは、こまかい対応が出来ないので、今後の重要課題だと思う。

・お年寄も楽しく暮らしている様子を感じる町。
・退職者や６５才以上の元気な人に体調に応じた働く場所や機会を提供し、有意義な人生を送ってもらう。シルバーのやる気を引き出すこと。
・人があつまるような所があれば。空家をつかって何かをする。（例:高齢者がいつでも来て話したりする所、軽食等）
・元気な高齢者も多くもっと働きたいと願っておられる方もあると思います。高齢者にも働く場を作ってください。
・高齢者に向けてのハコ物は、現状以上は不要です。ハコよりも働く人が必要です。
・高齢化になり、開催場所までの交通の確保と事業に対する住民の意識が薄らいできている。地域の人口が少なくなるにつれて、人と人がつながりを持ち、仲間づくり、地域づくりと元気な地域を目指していくための一助となればと思う。
・区民の少数化・高齢化の為、日々の行事を行なうのが精一杯。少子高齢化、過疎化が進み、各地区の自治活動が難しくなると思う。区長制度等考える必要がある。健康づくりで旧朝小にスポーツ施設を望む。
・筒川上区では、高齢のため何の計画等も出来ない。
・高齢化・人口減が気になる今後どうなるか。関係人口・交流人口に注目して取り組んでほしい。高齢者の生きがいを作る場が欲しい。

＜基本目標＞
（４）誰もが尊厳をもって暮らし続ける環境づくり

・安全に暮らせる。住民の安心して生活できる環境。
・隣近所とのつき合いが親密で、一人暮らしでも安心できる。
・災害時に交通手段が断たれると不安です。
・私は、本人の成年後見人です。現在、グループホームにて生活されています。本人の思いが、しっかり伺いきれていませんが、伊根町のことは、好きに思っているようです。
・高齢者になると人の役に立てなくて、自分が人のお世話になる事ばかりで申し訳ありません。何をしても人が大勢いなと村もさびれるので、昔のことがなつかしく思い出されます。これからも何かと支援していただきますようお願いいたします。ありがとう御座います。
・判断力の低下と認知症。判断力が低下した方への権利擁護事業に対する需要は高いが受入れ態勢の確保と成年後見制度への移行。
・伊根町の防犯カメラを増設し、災害時における国道、府道、町道などの生活道路状況の早期発見と対応が出来たり、冬期における積雪状況の把握がスマホ、タブレット端末で見えるシステムなどＩＣＴの活用。
・一人暮らしが多く、避難勧告は早めに出す。
・宮津与謝子育て教育ネットワーク（NPO)では、生活困窮の児童や不登校児の支援をしている。町は保健所が管轄となっているが、対象となる児童がいたら対応すべきだと思う。NPO があるといった情報を対象者に知らせしてほしい。伊根町は規模が小さいから全部分かっていて、対応できているという風に思っているのかもしれないが、もし対象となるようなことがあったら、かなり重い会議にも出てもらう必要があるし、職員が少ないのは分かるが出てもらわないといけない。

地域福祉活動計画のためのアンケート

アンケート調査の目的と調査協力のお願い

伊根町社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を作成する上で、高齢者の方の意見を伺い今後の福祉活動に生かせるよう課題を見つけ地域福祉施策の参考に行います。

アンケート調査

①あなた自身のことについて

②あなたの地域での日常的な暮らしについて

③あなたの地域での活動について

④楽しいこと、イヤなことについて

⑤泊泉苑の利用について

下記のところまで、お気軽にお問い合わせ下さい。

伊根町社会福祉協議会

〒626-0413
伊根町字泊１番地
伊根町老人福祉センター「泊泉苑」内
TEL３２－０１７６　　FAX３２－１４１６

①あなた自身のことについて

問１　あなたの性別についてお答え下さい。あてはまるものに○をつけてください。

１．男性　　２．女性

問２　あなたの年齢は何歳ですか。あてはまるものに○をつけてください。

１．65～69歳	２．70～74際	３．75～79歳
４．80～84歳	５．85～89歳	６．90歳以上

②あなたの地域での日常的な暮らしのことについて

問3　あなたの暮らしの中で、どのようなことで困ったり、不安に思ったりしていますか。 あてはまるもの３つまで○をつけてください。

１．自分の健康に関すること
２．夫婦・兄弟・姉妹・子供のこと
３．介護に関すること
４．近所づきあいや、人間関係に関すること
５．災害に関すること
６．悪徳商法や訪問販売に関すること
７．生活費の工面のこと
８．財産・資産・相続のこと
９．その他

問4　上の問3で聞いたことで困ったときの相談相手は誰ですか。
あてはまるもの１つ○をつけてください。

１．子ども	２．夫婦	３．近所の方	４．知人・友人	５．民生委員
６．地域の区長	７．社会福祉協議会	８．医師	９．ヘルパー	
10.役場・地域包括支援センター	11.相談相手がいない			

問5　あなたが日常生活について手伝ってほしいことは何ですか。
手伝ってほしいもの３つに順位をつけてください。

１位（　　）　２位（　　）　３位（　　）

１．ちょっとした買い物	２．ゴミ出しやちょっとした家事の手伝い
３．診療所や病院の付き添い	４．診療所や買い物など、車で送迎をする

５．日々の見守り（異変に気が付いたら訪問）

③あなたの地域での活動について

問6　あなたは、地域の行事や活動にどのように参加していますか。
あてはまるもの１つ○をつけてください。

１．進んで積極的に参加・協力している
２．求められれば、参加・協力している
３．参加したいが、役をさせられるのがイヤ
４．関心はあるが、参加する機会がない
５．関心もなく、誘われても参加するつもりがない

問7　あなたの生活範囲で活動していることはなんですか。
あてはまるもの全て○をつけてください。

１．老人クラブ ２．ふれあいサロン　３．地区の行事　４．農業・漁業
５．高齢者のスポーツ（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ、輪投げ、ペタンク等）６．趣味
７．シルバー人材センターの作業　８．農協・漁協の部会　9.その他

問8　あなたの生活範囲で1年後も引き続きやりたい活動は何ですか。
あてはまるもの全て○をつけてください。

１．老人クラブ ２．ふれあいサロン　３．地区の行事　４．農業・漁業
５．高齢者のスポーツ（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ、輪投げ、ペタンク等）　６．趣味
７．シルバー人材センターの作業　８．農協・漁協の部会　9.その他

問9　あなたの生活範囲で新しくやりたい活動は何ですか。
あてはまるもの全て○をつけてください。

１．老人クラブ ２．ふれあいサロン　３．地区の行事　４．農業・漁業
５．高齢者のスポーツ（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ、輪投げ、ペタンク等）　６．趣味
７．シルバー人材センターの作業　８．農協・漁協の部会　9.その他

※上の⑥趣味に○を付けた方は、どんな趣味か書いてください。

（　　）

④楽しいこと・イヤなこと

問10 あなたの一番、楽しいことはなんですか？
ご記入ください

問11 あなたの一番、イヤだと思うことはなんですか？
ご記入ください

⑤泊泉苑の利用について

問12 伊根町老人福祉センター「泊泉苑」を利用する上で、以下のようなことがあれば、利用したいと思う事全てに○をつけてください。

1．遊べる道具が増えたら利用したい
2．少しの金額を払っても良いので、コーヒーやお茶が飲める所が欲しい
3．健康づくり教室があれば参加したい
4．趣味の講座があれば参加したい
5．音楽や映画が泊泉苑であれば参加したい
6．送迎サービスがあれば、友達づくりに泊泉苑へ来たい

問13 伊根町社会福祉協議会に対する希望・要望はありますか。

ご協力ありがとうございました。

一人暮らし高齢者アンケート回答　（伊根町社会福祉協議会）
（※アンケートの回答内容は原文のとおり。）

１．性別
問１　男性　 4 人
　　女性　43 人

２．年代
問２　65－69 代　2
　　70－74 代　2
　　75－79 代　10
　　80－84 代　18
　　85－89 代　12
　　90 歳以上　3

３．あなた暮らしの中で、どのようなことで困ったり、不安に思ったりしていますか（3 個まで〇）
問３　①自分の健康に関する事　34
　　②夫婦、兄弟、姉妹子供の事　1
　　③介護に関する事 28
　　④近所付き合い、人間関係に関すること　8
　　⑤災害に関すること 24
　　⑥悪徳商法や訪問販売に関すること 5
　　⑦生活費の工面のこと 9
　　⑧財産、資産、相続のこと 5
　　⑨その他 3（交通機関を整備して）

４．問 3 で聞いたことで困った時の相談相手は誰ですか。
問４　①子ども　31
　　②夫婦
　　③近所の方　3
　　④民生委員　5
　　⑤地区の区長　1
　　⑥社会福祉協議会　3
　　⑦ヘルパー　1
　　⑧役場・地域包括支援センター　2
　　⑨相談相手がいない
※どの相談相手よりも頼りになるけど今のところ社会福祉協議会にしたい

５．あなたが日常生活について手伝ってほしいことは何ですか。
問５　１位に１を選んだ人　7
　　１位に２を選んだ人　3
　　１位に３を選んだ人　3
　　１位に４を選んだ人　15
　　１位に５を選んだ人　8

　　２位に１を選んだ人　3

①ちょっとした買い物
②ゴミ出しやちょっとした家事の手伝い
③診療所や病院の付き添い
④診療所や買い物など、車で送迎をする
⑤日々の見守り（異変に気が付いたら訪問）

２位に２を選んだ人　4
２位に３を選んだ人　3
２位に４を選んだ人　5
２位に５を選んだ人　3

３位に１を選んだ人　2
３位に２を選んだ人　1
３位に３を選んだ人　2
３位に４を選んだ人　3
３位に５を選んだ人　5

６．あなたは、地域の行事や活動にどのように参加していますか。（ひとつ○）
問６　１進んで積極的に参加・協力している　15
２求められれば、参加・協力している　21
３参加したいが、役をやらされるのがイヤ　1
４関心はあるが、参加する機会がない　3
５関心もなく、誘われても参加するつもりがない　1

７．あなたの生活範囲で活動していることは何ですか。（全てに○）
問７　１老人クラブ　16
２ふれあいサロン　22
３地区の行事　21
４農業・漁業　12
５高齢者のスポーツ（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ、輪投げ、ﾍﾟﾀﾝｸ）　13
６趣味　10
７シルバー人材センターの作業　3
８農業・漁業の部会　2
９その他　3

８．あなたの生活範囲で１年後も引き続きやりたい活動は何ですか。（全てに○）
問８　１老人クラブ 15
２ふれあいサロン 23
３地区の行事 15
４農業・漁業 12
５高齢者のスポーツ（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ、輪投げ、ﾍﾟﾀﾝｸ）18
６趣味 5
７シルバー人材センターの作業 1
８農業・漁業の部会 2
９その他 3

９．あなたの生活範囲で新しくやりたい活動は何ですか。（全てに○）
問９　１老人クラブ 8
２ふれあいサロン 15
３地区の行事 7
４農業・漁業 10
５高齢者のスポーツ（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ、輪投げ、ﾍﾟﾀﾝｸ）12
６趣味 5

７シルバー人材センターの作業
８農業・漁業の部会１
９その他２
（趣味）
・ビーズ、タディング、レース、着付け
・パソコン
・カラオケ、旅行
・花作り
・農作業

１０．あなたの一番楽しいことは何ですか？ご記入ください。

問１０
・グラウンドゴルフ。4
・畑仕事。4
・保健センターへ体操にいくこと。1
・みんなと話すこと。7
・ふれあいサロン。5
・友達と話すこと。8
・手芸をしている時。1
・友達と食事をすること。1
・泊泉苑に来ることが楽しい。1
・土を相手に暮らしたい。
・老人会に月に１回行く事です。3
・買い物に行くとき。3
・テレビを見ること。3
・スポーツをしている時。
・子供や孫が来てくれること。
・本や新聞を読むこと。
・食事をするとき。
・外食に出かける。2
・働く仕事。
・ご詠歌。
・大勢の人と関われること。
※イヤなことがあってもどんな事でも良いように思い楽しく前向き。これからも努力したい。
・音楽を聴くこと。2
・楽器を演奏する事。
・カラオケ。2
・ウオーキング。
・童謡等を皆で歌う事。
・皆が自宅に訪問してきてくれること。
・自由な時間。
・忙しい時の集まり。
・パッチワーク。

１１．あなたの一番イヤだと思ことは何ですか？ご記入ください。

問１１
・地区の当番が出来なくなった。
・足が痛いこと。
・人の悪口（うわさ話）を言う人。2
・人と人の付き合い。
・村の行事、総仕事。4

・夜寂しい時。
・体調が悪いので人で不安。3
・人を差別すること。
・自分の健康管理。
・農作業の手伝い。
・運動が嫌い。

１２．伊根町老人福祉センター「泊泉苑」を利用する上で、以下のようなことがあれば、利用したいと思う事全てに○をつけてください。

問１２

①遊べる道具が増えたら嬉しい。4
②金を払っても良いので、ｺｰﾋｰやお茶が飲める所が欲しい。8
③健康づくり教室があれば参加したい。6
④趣味の講座があれば参加したい。6
⑤音楽や映画が泊泉苑であれば参加したい。3
⑥送迎サービスがあれば、友達づくりに泊泉苑へ来たい。13

１３．社協に対する希望や要望はありますか。

問１３

・１年に１回遠足に行きたい。
・老人会に入ってないから社協へ行くことが無い。
・今で十分です。
・職員の皆さんが親切にして頂きありがとうございます。
・バス停に待合所を作ってほしい。
・月に 2 回は温泉入りに来て 1 日過ごさせて頂いている。
・通院の時にバスで行けない時が移送サービスを利用できないので困ります。
・1 年交代の集いが良いです。
・老人クラブで参加しているので十分です。2
・事務所の人たちもお願いしたら気持ちよく聞いてくれて親切に向き合ってくださるので、これからもよろしくお願いします。今はどうにかなるけど年を重ねることにしたがって何を頼むかわからないけどお願いします。
・イヤなことはない、もっと人と会って話したい。
・無料の入浴期間を作ってほしい。
・泊泉苑に来たい時があるけど、5 人も集まらないので来れない。

地域福祉活動計画のためのアンケート

アンケート調査の目的と調査協力のお願い

伊根町社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を作成する上で、ボランティア活動をされている方の意見を伺い今後もボランティア活動がスムーズに行えるよう課題を見つけ地域福祉施策の参考に行います。

アンケート調査

①あなた自身のことについて

②あなたの地域での日常的な暮らしについて

③あなたの地域での活動について

④あなたのボランティア活動ついて

⑤台風等の災害時について

下記のところまで、お気軽にお問い合わせ下さい。

伊根町社会福祉協議会

〒626-0413
伊根町字泊１番地
伊根町老人福祉センター「泊泉苑」内
TEL３２－０１７６　　FAX３２－１４１６

①あなた自身のことについて

問１　あなたの性別についてお答え下さい。あてはまるものに○をつけてください。

１．男性	２．女性

問２　あなたの年齢は何歳ですか。あてはまるものに○をつけてください。

１．50代	２．60代	３．70代
４．80代	５．90代	

問3　あなたの家族構成を教えてください。あたはまるものに○をつけてください。

１．子供達と同居	２．二人世帯	３．一人暮らし
４．子供達以外の者と同居		

②あなたの地域での日常的な暮らしのことについて

問4　あなたの暮らしの中で、どのようなことで困ったり、不安に思ったりしていますか。 ３つまでご記入ください。

①

②

③

問5　上の問4で聞いたことで困ったときの相談相手は誰ですか。
あてはまるもの１つだけに○をつけてください。

１．子ども	２．夫婦	３．近所の方	４．知人・友人	５．民生委員
６．地域の区長	７．社会福祉協議会	８．医師	９．ヘルパー	
10.役場・地域包括支援センター	11.相談相手がいない			

問6　あなたが隣近所で手伝えることは何ですか。
手伝える項目順に番号を下から選んで記入してください。

１位（　　）　２位（　　）　３位（　　）

１．ちょっとした買い物　　２．ゴミ出しやちょっとした家事の手伝い ３．診療所や病院の付き添い　４．診療所や買い物など、車で送迎をする ５．日々の見守り（異変に気が付いたら訪問）

③あなたの地域での活動について

問7　あなたは、地域の行事や活動にどのように参加していますか。
あてはまるもの１つ〇をつけてください。

１．進んで積極的に参加・協力している
２．求められれば、参加・協力している
３．参加したいが（人間関係や役員とか）面倒なのでイヤ
４．関心はあるが、参加する機会がない
５．関心もなく、誘われても参加するつもりがない

問8　あなたの生活範囲で活動していることはなんですか。
あてはまるもの全て〇をつけてください。

１．地区の行事　２．農作業　３．ボランティア活動
４．スポーツ　５．友人・知人との趣味の活動
６．シルバー人材センターの作業　７．農協・漁協の部会　８.その他

問9　あなたの生活範囲で1年後も引き続きやりたい活動は何ですか。
あてはまるもの全て〇をつけてください。

１．地区の行事　２．農作業　３．ボランティア活動
４．スポーツ　５．友人・知人との趣味の活動
６．シルバー人材センターの作業　７．農協・漁協の部会　８.その他

問10 あなたの生活範囲で新しくやりたい活動は何ですか。

あてはまるもの全て○をつけてください。

１．地区の行事	２．農作業	３．ボランティア活動
４．スポーツ	５．友人・知人との趣味の活動	
６．シルバー人材センターの作業	７．農協・漁協の部会	８.その他

④あなたのボランティア活動について

問11　あなたが地域活動やボランティア活動を始めた時の気持ちや動機はどのようなことですか。あてはまるもの全てに○を付けてください。

１．困ってる人や団体に頼まれた	２．人に誘われた
３．人や社会のために役に立ちたくて	４．自分の生きがいや健康のために
５．福祉活動に興味があった	６．楽しそう・面白そうだった
７．付き合い上やむを得ず	８．新しい友達を得たい
９．その他（　　）	

問12　あなたが地域活動やボランティア活動に参加して、良かったと思う点はどのようなことですか。あてはまるもの全てに○を付けてください。

１．人から感謝される幸せを感じた	２．新たな技術や知識が身に付いた
３．やりがいや生きがいを感じた	４．新たな人とつながりが出来た
５．地域や社会の役に立てることに喜びを感じた	
６．楽しかった・面白かった	
７．自分の地域の暮らしの問題が改善された	
８．その他（　　）	

⑤台風等の災害時について

問13　台風が接近し被害が想定される場合のあなたの行動について当てはまる項目１つに○を付けてください。

１．自分もしくは家族と避難所へ行く	２．我が家が安全なので避難しない
３．近所の気になる方も誘って避難する	４．避難所へは行かない
５．その他（　　）	

問14　台風等により町内で災害が発生し、我が家以外の家屋に被害が出た時の支援について当てはまる項目１つに○を付けてください。

１．積極的に支援する	２．自分で出来ることがあれば支援する
３．支援を求められたら行く	４．支援はしない
５．その他（　　）	

問15　災害ボランティアセンターを知っていますか？
当てはまる項目に○を付けてください。

１．知っている	２．知らない
３．聞いた事はあるがあまり良く知らない	

問16　近隣（舞鶴、福知山、宮津、与謝野、京丹後）で災害が発生して家屋が水につかりました。あなたは、災害ボランティアとして支援に参加されますか。あてはまる項目１つに○を付けてください。

１．参加する	２．参加しない
３．参加したいが体力に自信がない	

問17　あなたは災害が発生し被害が出た時に災害ボランティアとして活動が行えるための事前登録はしますか。当てはまる項目1つに○を付けて下さい。

１．事前にボランティア登録をする
２．事前にボランティア登録はしない
３．その時になってみないとわからない

問18　伊根町社会福祉協議会に対する希望・要望はありますか。

ご協力ありがとうございました。

ボランティア活動者アンケート回答　（伊根町社会福祉協議会）
（※アンケートの回答内容は原文のとおり。）

１．性別
問１　男性　7
　　女性　49

２．年代
問２　50 代　3
　　60 代　16
　　70 代　32
　　80 代　4
　　90 代　1

３．家族構成
問３　子供達と同居　15
　　二人世帯　31
　　一人暮らし　5
　　子供達以外の者と同居　5

４．あなたの暮らしの中でどのようなことで困ったり不安におもったりしていますか。（３つまで記入して下さい）
問４

【健康について】
・腰が痛いので歩くのが苦痛です。
・自身の年齢に伴って出てくる健康面について。12
・身体、健康面で障害が出てきた時の日常生活が不安。
・夜中、病気になったらどうしようと不安になる。
・これから夫婦の健康、家族の健康が気になる。
・せめて、65 歳まで働きたい。

【交通・移動手段】
・オートバイに乗っていますが、年を取ったので足がなくなるのが心配。
・高齢となり、車が乗れなくなったら困るなと思っている。3
・車の運転（今は出来ているが）が出来なくなるのが不安。2
・道路が悪く自転車に乗るのが不安。2
・乗り物が不便バスの回数が少ない。
・自動車の運転が出来なくなると地域で住み続けられないのではないか。

【買い物・病院】
・急な病気、怪我の時の連絡や、病院へ行く時のこと。
・買物に行くのが遠いので困ります。
・買い物に行くことが出来ない。2
・日常の生活用品が手に入りにくい…もう少しなんでもあるお店がほしい。
・病気の時にすぐにかかれる病院がない。
・病院にかかる事が多いので近くても岩滝くらいなので、この先通院できるか不安。（運転が不安）
・今はまだよいが外出手段や買い物が不安。
・病院への通院が不安。2
・病院へすぐ行けないので不安。

【日常生活・悩み事】
・年々軒数が減っていく中これから先の生活に困ることがあり日常生活が不安に思う。
・隣近所で仲良く出来ていないのが不安です。
・誰が何をしているのかすごく気にしている人が多くて生活しにくい。
・地区の中でボランティアをする人が増えると人の気持ちもわかるのでいいのですが。
・安心して話が出来るといいです。
・災害がいつ起きるか不安。3
・神社、墓など、守って行くのが大変です。
・最近盗難事件がよくあり、ちょっと出掛けるにも鍵をかけなくちゃいけないので困っている。
・家の管理が（主人がいない為）気になる。
・畑でゴミを燃やしたり、道路で車を洗う方が居る。
・高齢者家庭が多く若い方が少ないため、だんだん空き家が出て困る。
・若い方の働く場所が少ない。
・要介護者がいるので遠出がしにくい。
・物忘れも出てきて認知症のことも気になります。
・人生の最後を看取ってくれる方が居ないのが不安。
・現在はないが、親の介護については不安を感じる。
・地域内での見守り活動。（何か異常事態が起きた場合に対処できるかどうか）
・今は二人で生活しているが、一人になったらと思うと不安。3
・年金生活で生活にも事かけると不安。
・若者が減りボランティアへの参加が無くなり今のような手厚い事がしてもらなくなるのではないか。
・息子たちの将来。
・若い男性はいるがお嫁さんが居ないのが心配。
・お金がない。

【地域・集落・害虫駆除】
・村の衰退が目に見えている。
・地域内でのコミュニケーション、ふれあいが希薄になって行く。
・区の住民が高齢化し始めてきて総仕事等以前のように出来なくなっている、出来る範囲がせばまったり、耕作放棄地が増えている。
・地域の活力や地区の将来。2
・若い人がいない、10 年後はどんな村になるかなと考えると不安に思う時がある。
・皆、年なので区の行事等が出来にくい。
・地区の行事にどう参加していくか。
・地区の総仕事など思う様に出来ないので、逃げ出したいこともある。
・どんどんと過疎化になり、さみしい地になって行く。
・害動物の増加する中、将来の生活に楽しみもなくなって行く。
・野菜を作っていますがイノシシ、サルの駆除がしてほしい。3
・老人ばかりの中でどうすることも出来ない。
・畑が昔の様に作れないので困る。

５．問４で聞いたことで困ったときの相談相手は誰ですか。（1 個のみ）

問５　①子ども　23
　　②夫婦　13
　　③近所の方　2
　　④民生委員　1
　　⑤地区の区長　2
　　⑥知人・友人　8
　　⑦役場・地域包括支援センター　4
　　⑧相談相手がいない　1

６．あなたが隣近所で手伝えることは何ですか。(3 個まで)

問６　１位に１を選んだ人　14
　　１位に２を選んだ人　11
　　１位に３を選んだ人　1
　　１位に４を選んだ人　11
　　１位に５を選んだ人　18

　　２位に１を選んだ人　12
　　２位に２を選んだ人　16
　　２位に３を選んだ人　2
　　２位に４を選んだ人　7
　　２位に５を選んだ人　12

　　３位に１を選んだ人　17
　　３位に２を選んだ人　4
　　３位に３を選んだ人　3
　　３位に４を選んだ人　8
　　３位に５を選んだ人　13

①ちょっとした買い物

②ゴミ出しやちょっとした家事の手伝い

③診療所や病院の付き添い

④診療所や買い物など車での送迎

⑤日々の見守り

７．あなたは、地域の行事や活動にどのように参加していますか。

問７　①進んで積極的に参加・協力している　15
　　②求められれば、参加・協力している　37
　　③参加したいが、役をさせられるのがイヤ　2
　　④関心はあるが、参加する機会がない　2

８．あなたの生活範囲で活動していることは何ですか。（あてはまる全てに〇）

問８　①地区の行事 42
　　②農作業 36
　　③ボランティア活動 50
　　④スポーツ 24
　　⑤友達・友人との趣味活動 26
　　⑥シルバー人材センター作業 2
　　⑦漁協・農協の部会 11
　　⑧その他 3

９．あなたの生活範囲で１年後も引き続きやりたい活動は何ですか。（あてはまる全てに〇）

問９　①地区の行事　40
　　②農作業 35
　　③ボランティア活動 41
　　④スポーツ 25
　　⑤友達・友人との趣味活動 23
　　⑥シルバー人材センター作業 2
　　⑦漁協・農協の部会 8
　　⑧その他 3

１０．あなたの生活範囲で新しくやりたい活動は何ですか。（あてはまる全てに〇）
問１０

①地区の行事 2
②農作業　6
③ボランティア活動 5
④スポーツ 4
⑤友達・友人との趣味活動 12
⑥シルバー人材センター作業 0
⑦漁協・農協の部会　0
⑧その他 1

１１．あなたが地域活動やボランティア活動を始めた時の気持ちや動機はどのようなことですか。（あてはまる全てに〇）
問１１

①困っている人や団体に頼まれた 16
②人に誘われた　36
③人や社会の役に立ちたくて　15
④自分の生きがい健康のため 22
⑤福祉活動に興味があった 8
⑥楽しそう・面白そう 7
⑦付き合い上やむ負えず 2
⑧新しい友達を得たい 3
⑨その他（・喜んでもらって喜びを味わう、・高齢者など困っている方を助けてあげたい）

１２．あなたが地域活動やボランティア活動に参加して、良かったと思う点はどのようなことですか。（あてはまる全てに〇）
問１２

①人から感謝される幸せを感じた 34
②新たな技術や知識が身に付いた 14
③やりがいや生きがいを感じた 21
④新たな人とのつながりが出来た 41
⑤地域や社会に役立てることに喜びを感じた 20
⑥楽しかった・面白かった 23
⑦自分の地域の暮らしの問題が改善された 2
⑧その他（定年になってから社協さんと関わって楽しい余生を送らせてもらった。ありがとう!!）

１３．台風が接近し被害が想定される場合のあなたの行動について（当てはまる項目一つに〇）をつけてください。
問１３

①自分もしくは家族と避難所へいく 11
②我が家が安全なので避難しない 22
③近くの気になる方も誘って避難所へ行く 7
④避難所へは行かない 13
⑤その他
・2 回文化センターに　心強かった。

・安全な避難所がみつからない。
・高齢者の誘導。
・要介護者がいるので皆で様子をみる、避難所で過ごすのは難しいと思う。
・様子を見ながら。

１４．台風等により町内で災害が発生し、我が家以外の家屋に被害が出た時の支援について（当てはまる項目１つに〇）を付けて下さい。

問１４

①積極的に支援する 9
②自分で出来ることがあれば支援する 43
③支援を求められたら行く　5
④支援はしない 0
⑤その他

１５．災害ボランティアセンターを知っていますか。

問１５　１知っている　26
２知らない　6
３聞いたことがあるがあまりよく知らない　24

１６．近隣（舞鶴、福知山、宮津、与謝野町、京丹後）で災害が発生して家屋が被害にあいました。あなたは災害ボランティアとして支援に参加されますか。一つに〇をつけて下さい。

問１６　１参加する　6
２参加しない　8
３参加したいが体力に自信がない　41

１７．あなたは、災害が発生し被害が出た時に、災害ボランティアとして活動が行えるための事前登録はしますか。（項目ひとつに〇）

問１７　１事前に登録をする　6
２事前に登録はしない　17
３その時になってみないとわからない　31
・気持ちはあるが体力的に無理と思う

１８．伊根町社会福祉協議会に対する希望・要望はありますか。

問１８

・老人ばかりで大変だと思いますが、すごく心強い社会福祉協議会ですので、頑張って老人を見て下さい。
・職員さんは優しくて心が和みます。

計画策定の経過

年　月　日	内　　容
令和元年　８月 29 日	伊根町と社会福祉協議会による第１回打合せ
令和元年　９月　５日	伊根町と社会福祉協議会による第２回打合せ
令和元年 11 月 19 日	伊根町と社会福祉協議会による第３回打合せ
令和元年 12 月 19 日	第１回伊根町地域福祉推進会議
令和２年　１月 14 日	伊根町と社会福祉協議会による第４回打合せ
令和２年　１月 23 日	伊根町と社会福祉協議会による第５回打合せ
令和２年　１月 27 日	第２回伊根町地域福祉推進会議
令和２年　２月 10 日	伊根町と社会福祉協議会による第６回打合せ
令和２年　２月 17 日 ～同年　２月 26 日	計画（案）へのパブリックコメント募集
令和２年　２月 26 日	伊根町と社会福祉協議会による第７回打合せ
令和２年　３月　２日	第３回伊根町地域福祉推進会議

伊根町地域福祉推進会議設置要綱

平成28年５月20日告示第36号

（目的）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定する伊根町地域福祉計画（以下「計画」という。）に基づく地域福祉を住民参加により、総合的に推進するため、伊根町地域福祉推進会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　会議は、次の各号に掲げる事項について調整及び協議する。

（１）　計画の策定及び変更に関すること。

（２）　前条に規定する目的を達成するため、地域福祉の推進について必要な事項の検討

（組織）

第３条　会議は、15人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　社会福祉及び保健・医療関係者

（３）　地域活動団体等関係者

（４）　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　会議に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第７条　会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この告示は、平成 28 年５月 20 日から施行する。

伊根町地域福祉推進会議　委員名簿

◎会長 、○副会長　　（敬称略）

	氏名	役職名他
学識経験者	◎　今岡　敏枝	元伊根町民生児童委員協議会　会長 元伊根町職員、現訪問介護員
社会福祉及び保健・医療関係者	折戸　和代	伊根町民生児童委員協議会　会長
	副島　一	伊根町老人クラブ連合会　会長
	亀井　耕之助	伊根町身体障害者福祉会　会長
	○　上林　聰	社会福祉法人伊根町社会福祉協議会　会長
	長谷川　栄一	社会福祉法人与謝郡福祉会 特別養護老人ホーム長寿苑　施設長
	岩﨑　圭史	社会福祉法人よさのうみ福祉会 伊根の里　管理者
	石野　秀岳	伊根診療所　所長
地域活動団体等関係者	折戸　信行	伊根地区区長協議会　会長
	小西　俊朗	朝妻地区区長協議会　会長
	椹野　健作	本庄地区区長協議会　会長
	奥野　良一	筒川地区区長協議会　会長
	田中　太市	伊根町ボランティアグループ　代表
	宇治　富美恵	特定非営利活動法人いーね・ふれ愛　理事長
その他町長が必要と認める者	奥田　正博	伊根中学校ＰＴＡ　会長

事務局	須川　清広	保健福祉課　課長
	智原　元基	保健福祉課　福祉係　係長
	佐藤　龍平	社会福祉法人伊根町社会福祉協議会　事務局長
	矢野　智樹	社会福祉法人伊根町社会福祉協議会 総務兼福祉係長

用語説明

あ行

○生きがい

心の満たされる満足感、幸せが実感できる幸福感、生きていくはりあいや喜びを指す。

○ＮＰＯ

Non Profit Organization の略で、営利を目的としないで、社会的使命の実現を目的とする民間組織のこと。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または、内閣総理大臣の認証を受けたＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）を指す。

か行

○介護保険事業計画

介護予防の推進とともに、介護を必要とする方に対する適切なサービスの提供に向けての基本方針や事業量、第１号被保険者の介護保険料などを定め、医療と介護の連携や新しい地域支援事業の実施などを含めた「地域包括ケア計画」として位置付けられるもの。

○給食サービス

ボランティアによる見守り型の給食サービス。一人暮らしの高齢者と 70 歳以上の高齢者世帯の見守りを兼ねて手作りの弁当を配達する。

○共同募金運動

共同募金運動で集まった寄付は、こども、高齢者、障害のある人等を支援する福祉活動や災害時支援に用いられる。

○京都府福祉のまちづくり条例

障害のある人や高齢者をはじめすべての人が安心して快適に暮らすことができるよう、建築物や道路、公園等の整備とともに、府民一人ひとりが共に生き、支え合うことのできる地域社会づくりの実現を目的とする京都府の条例を指す。

〇ゲートキーパー

死にたいほど深刻な悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

〇限界集落

65 歳以上の人口比率（高齢化率）が 50%を超え、社会的な共同生活の維持が困難となっていく集落を指す。

〇交通空白地輸送

市町村内の過疎地域等の交通空白地帯において、市町村自らが当該市町村内の住民の輸送を行うもの。

〇高齢化率

総人口に占める老年人口（65 歳以上）の割合を示す。総人口の中で老年人口が相対的に増加することを人口高齢化という。

〇高齢者健康福祉計画

平成 30 年３月に第８次高齢者健康福祉計画を第７期介護保険事業計画と一体的に策定した。老人福祉法と介護保険法に基づき策定すべき計画であり、すべての高齢者の健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防とともに、社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、地域包括ケア、防犯や防災対策、福祉のまちづくりなど、地域福祉計画と関連するところが多い。

〇高齢者見守りネットワーク企業連絡会

伊根町社会福祉協議会の事業で、さりげない見守り活動として地域の企業に協力を得て高齢者の見守りを行うもの。

〇子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する相談支援等を切れ目なく行う組織。

〇子ども・子育て支援事業計画

次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域社会全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画のこと。

さ行

○災害ボランティアセンター

災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。被災地でスムーズな災害ボランティア活動を開始し、被災者の生活を早期に復旧させることを目的としている。

○在宅介護支援センター

一人暮らしの高齢者の方、在宅で介護されている方などの相談に、365 日 24 時間で応じる「あんしん介護の窓口」。

○社会福祉協議会（社協）

地域福祉推進のため、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の社会福祉関係機関によって組織された民間福祉団体。地域福祉を推進する事業のための調査、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、人材研修等を行う。

○社会福祉体験学習

中学生が社会福祉施設や地域在宅等において、子どもやお年寄り、障害のある人たちとのふれあいや、つながりを深め、施設で働く人たちの仕事を体験することを通して、命の尊さや思いやり、優しさ･人としての本当の強さを養う取組み。

○社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、民法上の公益法人と比較してその設立運営に厳格な規制が定められ、同法第 24 条では、経営の原則として「質の向上及び事業経営の透明性の確保」を掲げている。

○重点事項

取組み（第４章）において、特に力を入れて取り組む施策のこと。

○出生率

人口千人あたりの出生数を指す。

○障害者基本計画

障害福祉を囲む社会状況や国の制度の変化に伴い、平成 27 年３月に第２次基本計画を、平成 30 年３月に第５期障害福祉計画を策定した。障害者基本法では「共生社会の実現」を基本原則としており、「社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去」という理念は地域福祉計画の基本目標と関連するところが多い。

〇障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けている。

〇障害者手帳

一定の障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳。障害の種別に応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などがある。

〇シルバー人材センター

原則として市（区）町村単位に置かれ、「自主・自立、共働・共助」の理念のもとに高齢者が豊かな経験と能力を生かし、自主的に社会参加することにより、生きがいを高め、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とした公益・公共的な組織。伊根町は、宮津与謝広域シルバー人材センターに属する。

〇生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは別名で、「地域支えあい推進員」とも呼ばれています。厚生労働省は生活支援コーディネーターの役割について「高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者」と定めています。

〇生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位で、就職に必要な知識・技術等の習得や高校・大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等それぞれの世帯の状況と必要性に合わせた資金の貸付制度。

〇生産年齢人口

生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口。15 歳以上 65 歳未満の人。

〇成年後見

認知症などにより物事の判断が十分にできず権利・利益の主張ができなくなった場合、本人の判断能力を補い権利を保護する法的な制度。「後見」、「補佐」、「補助」、「任意後見」の４つの類型があり、いずれも家庭裁判所の審判を経て開始される。

〇総合計画

令和２年３月に策定した第６次伊根町総合計画を指す。平成 23 年に地方自治法が改正され「総合計画」は自治体の裁量により策定することとされた。総合計画は地域福祉計画の上位計画である。

〇尊厳

誰もが有する人格を人間として侵してはならないものとし、これを相互に尊重する厳かな原理を指す。

た行

〇団塊の世代

第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代（1947（昭和 22）年～1949（昭和 24）年生まれ)。

〇男性サロン

一人暮らし高齢者・75 歳以上の高齢者世帯の男性を対象に、音楽を取り入れた体操や簡単レシピで昼食を作りお互いの交流を深めている。また、他町との男性サロングループ交流を交え同じ境遇のサロンを開催している。お互い語り合えることができるため、とじこもりを防ぐなど、心と体の健康につながっている。

〇地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

〇地域福祉

住民と行政がパートナーとなり、地域を基盤として「支え合いともに生きる（共生)」関係を目指す協働の営みを指す。

〇地域福祉コーディネーター

地域住民が自分たちの生活における課題や福祉における問題に自ら関わり、解決するための過程を支援する役割を持っている専門職。地域住民からの相談を受けたり、地域を巡回することにより、その地域が抱えている課題を把握し、解決できるように住民の支援を行うといった多岐に渡る役割を持っている。

○地域包括支援センター

高齢者に関する総合相談・支援や権利擁護、介護予防のマネジメント、困難事例等への指導・助言などを実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するセンターで各市町村に設置されている。

な行

○認知症

様々な要因によって脳の神経細胞が萎縮するなどして壊れ、そのために認知機能が低下して、日常生活や人間関係などに支障をきたすようになってきた状態。

○認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、日常生活の中で認知症の方が困っているのを見かけた時に声をかけるなど、自分のできる範囲で認知症の方やその家族を見守り、支援する人のこと。

○ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、「共に生きる社会」こそノーマルな社会であるという考え方を指す。

は行

○バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会生活に参加するうえで生活の支障となる物理的環境、文化・情報、制度や心理的な障壁（バリア）を取り除いていこうという考え方及び障壁を取り除いた状態。

○ひきこもり

厚生労働省の定義として、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、６か月以上続けて自宅にひきこもっている状態を指す。

○一人暮らし高齢者の集い

年に一度、一人暮らし高齢者の方々を対象に一日楽しく過ごしていただく企画。

○福祉サービス

社会福祉を目的として地方公共団体や民間団体等によって提供されるサービス一般をいう。また、狭義には、社会福祉法第２条に規定される第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業によるサービスを意味する。

○福祉サービス利用援助事業（権利擁護事業）

認知症高齢者や知的障害・精神障害等のため判断能力が十分でない方に対し、利用者との契約により、福祉サービスの利用に関する相談、助言、手続きの援助、利用料の支払い（日常的金銭管理）等福祉サービスの適切な利用のために必要な援助を行う事業。

○福祉避難所

避難生活において一定の配慮を要し、特別な支援が必要な方を対象とする避難所。一般の避難所への避難後に、そのまま一般の避難所での生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次避難所とも呼ばれる。

○福祉有償運送サービス

要介護者や障害のある人など、単独で公共交通機関の利用が困難な方を対象に、ＮＰＯや社会福祉協議会が自家用車を使用して行う有償の移送サービスを指す。

○部落差別解消法

部落問題の解消に向けた取組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定した法律。

○ふれあいサロン

高齢者などが地域で気軽に参加できる場で、ＮＰＯや社会福祉協議会が運営しているサロンでは、健康維持を目的に小物作りやレクリエーションなどが行われている。

○ヘイトスピーチ解消法

本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組みを推進するため、基本理念及び国と地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施することについて規定した法律。

〇保健福祉医療ネットワーク会議

高齢者等が住み慣れた地域で安心して活き生きと暮らせる『地域包括ケアシステム』の実現を目指し、保健、福祉及び医療等の各種サービスや、地域における多様な社会資源の総合調整を行い、困難事例や広域的な課題について検討し、統一的な支援体制を総合的に調整・推進する組織。

〇ボランティア

お礼や代金を目的とせずに、困っている人や地域の役に立ちたいという善意の気持ちで自分から取り組む方や活動のことをいう。

〇ボランティアセンター

ボランティアの確保や普及、ニーズ把握や環境資源開発など、社会福祉協議会に設置された組織。コーディネーターを配置し、ボランティア活動の相談・登録斡旋や調査研究、研修会の開催、ネットワークづくりなど各種プログラムを実施している。

〇ぽれぽれ（子育て支援センター）

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ることを目的として、子どもを養育する家庭等に対して、子育てに関する相談、指導、情報提供等を行う組織。

ま行

〇民生児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉増進のために、住民の立場から福祉に関する相談・援助活動を行なっている。また、すべての民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼ねている。

や行

〇ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、国籍などの違いに関わらず、はじめから、すべての人にとって、安心・安全に利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすることとそのプロセス。

○要介護

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。介護保険では、本人の状態に応じて、要介護１～５の５段階の認定が行われる。

○要支援

要介護状態まではいかないものの、一定期間にわたり継続して、日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態。介護保険では、本人の状態に応じて、要支援１～２の２段階の認定が行われる。

○要配慮者

高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人。「その他特に配慮を要する」人として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等が想定されている。

ら行

○老人クラブ

各地域の単位老人クラブを育成指導し、相互の連携を強化しその発展を図り、老人の福祉及び地域福祉の向上に寄与することを目的とした組織。

第２期　伊根町地域福祉計画

地域福祉活動計画

令和２年３月

編集・発行　　伊根町　保健福祉課
〒６２６－０４９３
京都府与謝郡伊根町字日出６５１番地
ＴＥＬ：０７７２－３２－０５０４
ＦＡＸ：０７７２－３２－１００９

社会福祉法人　伊根町社会福祉協議会
〒６２６－０４１３
京都府与謝郡伊根町字泊１番地
ＴＥＬ：０７７２－３２－０１７６
ＦＡＸ：０７７２－３２－１４１６